

十八條第百二十九條ヲ必要トセサルニ因リ本法ハ是等ノ條ヲ  
削除セリ

檢事訊問ヲ爲サザル場合ニシテ令狀ナキモ監獄署ニ被告人ヲ  
留置スルヲ得ルノ場合ヲ第百四十八條ニ掲記セリ之ヲ参照ス  
ベシ

第七十六條

第七十六條 總テ令狀ニハ被告事件及ヒ被告人ノ氏名、  
職業、住所ヲ記載ス可シ但召喚狀ヲ除ク外、其氏名分明  
ナラサルトキハ容貌、體格等ヲ明示ス可シ  
又令狀ニハ之ヲ發スル年月日時ヲ記載シ判事及ヒ裁  
判所書記署名捺印ス可シ  
召喚狀ハ執達吏ヲシテ被告人ニ送達セシメ拘引狀、拘  
留狀ハ巡查、憲兵卒ヲシテ之ヲ執行セシム

令狀ニ被告事  
件及被告人ノ

(疑義) 總テ令狀ニ被告事件及ヒ被告人ノ氏名職業住所ヲ記載

氏名職業住所  
ヲ記シ又之ヲ  
發スル年月日  
時ヲ記載シ當  
該官吏ノ署名  
捺印スル所以  
ハ如何

シ又之ヲ發スルノ年月日時ヲ記載シ當該官吏署名捺印スルノ  
必要ハ如何  
(説明) 當該官吏ノ署名捺印ヲ要スルハ是レ令狀ハ管轄官吏ノ  
發シタルモノナルコトヲ證明セサルヘカラサレハナリ  
令狀ヲ發スル年月日時ヲ記載セサルヘカラサルモノハ是レ管  
ニ其執行スヘキヲ證スルノ要アルノミナラス亦時効起算ノ点  
ヲ確定スルノ要アレハナリ  
被告事件ヲ記載スルヲ要スルモノハ是レ被告人ハ如何ナル事  
件ニ付キ裁判所ニ呼出サレ若クハ引致セラル、カ又監獄署ニ  
拘留セラル、カヲ知ラシメンカ爲メナリ  
被告人ノ氏名職業住所ヲ記載スルモノハ令狀ハ特定ノ人ニ對  
スルモノナリ故ニ其人違ナキヲ證センカ爲メ必ス之ヲ記載セ  
サルヘカラズ



〔參照〕 舊治罪法

第三百三十條 總テ令狀ニハ被告事件及ヒ被告人ノ氏名職業住所ヲ記載ス可シ但召喚狀ヲ除クノ外其氏名分明ナラサル時ハ容貌體格等ヲ明示ス可シ

又令狀ニハ之ヲ發スルノ年月日時ヲ記載シ豫審判事及ヒ書記署名捺印ス可シ

拘引狀拘留狀收監狀ハ巡查ヲシテ之ヲ執行セシム

第三百三十一條 召喚狀ハ第二十三條ノ規則ニ從ヒ書記局所屬ノ使丁ヲシテ被告人又ハ其住所ヘ之ヲ送達セシム

第七十七條 拘引狀、拘留狀ハ時宜ニ因リ正本數通ヲ作り巡查憲兵卒數人ニ分付スルコトアル可シ

前項ノ令狀ヲ執行スルニハ被告人ニ正本ヲ示シ其贖本ヲ下付ス可シ此場合ニ於テハ其正本、贖本ニ執行ノ

第七十七條

場所、日時ヲ記載シ被告人ヲシテ署名捺印セシム若シ署名捺印スルコト能ハサルトキハ其旨ヲ附記ス可シ

被告人居所出沒自在ニシテ敢テ一定セス又其所在ノ不明ナルトキニ於テハ其發見次第逮捕セサルヘカラサルコトアルヘシ此場合ニ於テハ數人ノ正本ヲ所持スルモノアラサレハ一人ノ能クシ得サル所ナリ故ニ本條第一項ヲ設ケタルモノナリ第二項ハ此令狀ヲ執行スル方法ヲ規定シタルモノナリ是等ノコトニ付テハ是迄實際ニ難問ノ生セサルヲ以テ疑義説明ヲ省ケリ

〔參照〕 舊治罪法

第三百三十二條 拘引狀拘留狀收監狀ハ日本全國ニ於テ之ヲ執行ス但時宜ニ因リ正本數通ヲ作り巡查數人ニ分付スルコトアル可シ



前項ノ令狀ヲ執行スルニハ被告人ニ正本ヲ示シ其臆本ヲ下付ス可シ此場合ニ於テハ第二十三條第二項第四項ノ規則ニ從フ

第七十八條

第七十八條 令狀執行ノ命ヲ受ケタル巡查憲兵卒ハ被告人其家宅若クハ他人ノ家宅ニ潜匿シタリト思料シタルトキハ其地ノ市町村長又其差支アルトキハ隣佑二名以上ノ立會ヲ求メ之ヲ搜索ス可シ

前項ノ場合ニ於テハ被告人ヲ發見シタルト否トニ拘ハラス搜索調書ヲ作り立會人ト共ニ署名捺印ス可シ

家宅搜索ハ日出前日没後之ヲ爲スコトヲ得ス但旅店割烹店其他夜間ト雖モ衆人ノ出入スル場所ニ付テハ其公開時間内ニ限り何時ニテモ搜索ヲ爲スコトヲ得

家宅搜索ヲ爲スルニ立會ヲ

(疑義) 家宅搜索ヲ爲ス場合ニ於テ其地ノ市町村長又ハ隣佑二

必要ト爲セルハ何ゾ

名以上ノ立會ヲ必要トスルハ何ゾヤ

(説明) 家宅搜索ハ明リニ人ノ家宅ニ侵入ス可カラサル憲法ノ規定アルニモ係ラス法律ハ之ヲ爲スコトヲ許スカ故ニ又一方ニハ敢テ其明リニシ官權ヲ弄スルコトナカラシメタリ即チ公益ノ爲メ實ニ已ムヲ得サルニ出ツルニアラサレハ之ヲ爲スヲ許サス而シテ此不止得場合ニ於テハ其事由ヲ明カニシ然ル上ニ其地ノ市町村長又其差支アルトキハ隣佑二名以上ノ立會ヲ求メ搜索ヲ爲スコキモノト定メタルナリ

(疑義) 家宅搜索ハ如何ナル場合ニ於テモ其地ノ市町村長又ハ隣佑ノ立會アルヲ必要トスル乎

(説明) 家宅搜索ニ付キ市町村長又ハ隣佑ノ立會ヲ必要トスルモノハ被告人ノ潜匿シタルナラント思料シタル場合ニ付テノ制限ナルカ故ニ若シ現ニ被告人ノ家宅内ニ在ルコトヲ確認シ

家宅搜索ニハ如何ナル時ニテモ市町村長等ノ立會アラザルベカラザルカ



日出前日没後ニ家宅搜索ヲ爲スモカハラザルモノト爲セラルハ何ゾ

タル場合即ち別ニ純乎タル家宅ノ搜索ヲ爲スコトヲ要セサル場合ニ於テハ巡查等ハ直チニ家宅内ニ入り令狀ノ執行ヲ爲シ得サル可カラス是レ法律ニ明文ナシト雖モ宜シク茲ニ出テサルヘカハラサルナリ

(疑義) 本條第三項家宅搜索ハ日出前日没後之ヲ爲スコトヲ得スト規定シタルハ如何ナル理由ニ因ル乎

(説明) 家宅搜索ハ日出前日没後ニ之ヲ行フコトヲ得ストシタルモノハ是レ一家ノ休安ヲ害スルノミナラス亦紛擾ヲ生スルノ恐レアレハナリ然レモ法律ノ主トスル所ハ日出前日没後ニ家宅ニ進入スルヲ防クニ在リテ日没前ニ着手シタル處分ヲ日没後ニ及ホスヲ禁スルモノニアラス故ニ暖急繁簡ニ因リ搜索ノ日没後ニ亘ルコトアルモ決シテ尤ムヘキ所ニアラサルナリ

(疑義) 家宅搜索ハ如何ナル場合ニ於テモ日出前日没後ハ之ニ

如何ナル場合ニ於テモ家宅

搜索ハ日出前日没後トシテ爲スコト能ハザルカ

着手スルコトヲ得サル乎

(説明) 家宅搜索ノ場合ニ於テ日出前日没後ハ之ヲ爲スヘカラストシタルモノハ人民ノ安寧ヲ害スルヲ以テナリ故ニ其戸主又ハ管守者ニ於テ搜索スルモ毫モ苦シカラサル旨申出ル時ハ時間ノ如何ニ關セス之ヲ爲スコトヲ得ヘキモノトス

(疑義) 本條ノ立會ヲ爲スコキ隣佑ハ必ス戸主タルヲ要スル乎(説明) 本條ニハ唯隣佑トノミアリテ戸主非戸主ノ區別ヲ爲サザルヲ以テ其家族ヲシテ立會ハシムルモ差支ナキナリ

(參照) 舊治罪法

第三百三十三條 令狀執行ノ命ヲ受ケタル巡查ハ被告人其家宅若クハ他人ノ家宅ニ潜匿シタリト思料シタル時ハ其地ノ戸長又其差支アル時ハ隣佑二名以上ノ立會ヲ求メ之ヲ搜索ス可キ

立會ヲ爲スベキ隣佑ノ者ハ戸主トシテカハラザルカ



巡查ハ被告人ヲ發見シタルト否トニ拘ハラス搜索調書ヲ  
 作り立會人ト共ニ署名捺印ス可シ  
 家宅搜索ハ日出前日没後之ヲ爲スヲ得ス

(注意) 本法ニ於テハ舊治罪法第三百三十三條第三項ノ搜索ニ付  
 テノ制限ヲ擴メ旅店割烹店其他夜間ト雖モ衆人ノ出入スル場  
 所ニ付テハ其公開時間ハ何時ニテモ搜索ヲ爲スコトヲ得ヘキ  
 モノトセリ

第七十九條

第七十九條 豫審判事ハ被告人他ノ管轄地内ニ潜匿シ  
 タルコトヲ知り又ハ潜匿シタリト思料シタル場合ニ  
 於テ被告事件急速ヲ要スルトキハ巡查憲兵卒ニ令狀  
 ナ帶行セシムルコトヲ得  
 巡查憲兵卒ハ被告人所在ノ地ノ豫審判事、檢事又ハ司  
 法警察官ニ令狀ヲ示シテ即時ニ執行ヲ求ム可シ

令狀帶行ノ巡  
 査憲兵卒ハ被  
 告人所在ノ地  
 ニ付キ直チニ  
 執行スルコト  
 能ハザルノ理  
 由ハ如何此法  
 ノ可否ヲ併セ  
 問フ

(疑義) 令狀帶行ノ巡查憲兵卒ハ被告人所在ノ地ノ豫審判事又  
 ハ司法警察官ニ令狀ヲ示シテ其執行ヲ求メサルヘカラスシテ  
 直チニ被告人ノ所在ニ就テ執行スルコトヲ許サ、ルモノハ如  
 何ナル理由アルニ因ル乎且此法ノ可否如何

(説明) 令狀帶行ノ巡查憲兵卒直チニ被告人ノ所在ニ就テ執行  
 スルコトヲ許サ、ルモノハ抑々巡查等ハ其ノ任用セラレシ上  
 官ノ指揮ニ從ヒ各其ノ職務ニ服ス可キ者ナルカ故ニ其職務ニ  
 付キ自カラ管轄ノ區劃アルカ爲メナリ然レモ此法タル重大ニ  
 シテ且急速ヲ要スルカ爲メ故ラニ他ノ管轄地内ニ令狀ヲ帶行  
 セシムルノ趣旨ニ基キテ之ヲ論スルトキハ此等ノ手續ハ恐ラ  
 ク時機ヲ愆ルノ媒介タラサルヲ保セス場合ニ因リテハ被告人  
 ヲシテ再ヒ蹤跡ヲ晦スノ機會ヲ得セシムルノ憂ナシトセサル  
 ヲ以テ策ノ得タルモノニハアラサルナリ



即時ニ其執行ヲ求ムベシトアリ此手續ハ其官吏ノ認知ヲ經併セテ援助ノ指揮ヲ請求スル義ナリヤ又ハ其地ノ巡查ヲシテ執行セシメントテ求ムル義ナリヤ

(疑義) 本條二項即時ニ其執行ヲ求ムベシトアリ此手續ハ其官吏ノ認知ヲ經併セテ援助ノ指揮ヲ請求スル義ナリヤ又ハ其地ノ巡查ヲシテ執行セシメントテ求ムル義ナリヤ

令狀ハ豫審判事ノ管轄地外ニ於テモ尙ホ其効アリヤ否

(說明) 令狀ハ日本全國ニ通シテ之ヲ執行ス是レ令狀ハ一ノ命令ニシテ其効力判決言渡ニ等シク之ヲ發シ及ヒ之ヲ執行スルモノニハ管轄ノ區劃アルモ其令狀ニハ此區劃ナク全國中一トシテ通用セラレサル處ナキナリ

(參照) 舊治罪法

第八十條

第三百三十四條 豫審判事ハ被告人他ノ管轄地内ニ潛匿シタルヲ知リ又ハ潛匿シタリト思料シタル場合ニ於テ被告事件急速ヲ要スル時ハ巡查ニ令狀ヲ帶行セシムルヲ得巡查ハ被告人所在ノ地ノ豫審判事檢事又ハ司法警察官ニ令狀ヲ示シテ即時ニ執行ヲ求ム可シ

第八十條 豫審判事ハ被告人所在ノ地ヲ覺知スルコト能ハサルトキハ各檢事長ニ被告人ノ人相書ヲ送致シ  
搜查及ヒ逮捕ヲ爲スコキコトヲ請求スルヲ得  
請求ヲ受ケタル檢事長ハ其管轄地内ノ檢事ヲシテ  
搜索及ヒ逮捕ノ處分ヲ爲サシム可シ此場合ニ於テ檢事  
ノ發シタル逮捕狀ハ拘留狀ト同一ノ効ヲ有ス

豫審判事其管轄内ニ於テ被告人ノ所在ヲ覺知スル能ハス及ヒ全國中何レニ潛匿シ居レルカ不分明ナルトキハ本條



ノ手續ヲ措テ又他ニ被告人ヲ捜査逮捕スルノ術ナシ是レ本條ヲ設ケタル趣旨ニシテ此事ニ付テハ是マテ實際ニ難問ノ生セサルヲ以テ疑義説明ヲ省ク

〔參照〕 舊治罪法

第三百三十五條 豫審判事ハ被告人所在ノ地ヲ覺知スルコト能ハサル時ハ各控訴裁判所檢事長ニ被告人ノ人相書ヲ送致シ捜査及ヒ逮捕ヲ爲ス可キコトヲ請求スルヲ得  
請求ヲ受ケタル檢事長ハ其管轄地内ノ檢事ヲシテ捜査及ヒ逮捕ノ處分ヲ爲サシム可シ

第八十一條

第八十一條 豫備後備ノ軍籍ニ在ラサル下士以下ノ軍人軍屬ニ對シ令狀ヲ發シタルトキハ其所屬ノ長官又ハ隊長ハ已ムコトヲ得サル差支アルニ非サレハ本人ヲシテ速ニ令狀ニ

應セシム可シ

豫備後備ノ軍人軍屬ニ對シ令狀ヲ發シタルトキハ其所屬ノ長官又ハ隊長ニ之ヲ示ササルモノハ如何ナル必要アルニ因ル乎

〔說明〕 令狀ノ執行ヲ受ク可キモノ陸海軍人若クハ軍屬ニ係ルトキハ先ツ其所屬長官又ハ隊長ニ令狀ヲ示スコトヲ要スルモノハ是レ祇ニ長官又ハ隊長ニ於テ其令狀ニ應セシムルモ軍務ニ差支ナキヤ否ヲ取調フルノ便益ヲ得セシメンカ爲メノミナラズ長官又ハ隊長ニハ其軍人軍屬ノ令狀ヲ受クル原由ヲ了知スルノ必要アルカ爲メナリ

〔疑義〕 令狀ヲ受クヘキ被告人(内國人)ガ外國公使館ニ被備中ナルルハ令狀執行ノ手續ハ如何スヘキヤ  
〔說明〕 令狀ヲ受ク可キ被告人外國公使館ノ備人ニ係ルトキハ

令狀ヲ受クヘキ被告人ガ外國公使館ニ被備中ナルルハ如何スヘキヤ



豫審判事ハ外務省ヲ經テ館主ニ被告人引渡ノコトヲ照會シ被告人ヲ受取リタル上ニテ令狀ヲ執行セシム館主若シ其引渡ヲ拒ミタルトキハ尙ホ外務省ヘ報知シテ其處分ヲ定ム可キモノトス(明治七年太政官第百二十八號達參看スヘシ該達ハ本法終尾ノ參照ノ部ニ在リ)

〔參照〕舊治罪法

第三百三十六條 陸海軍在營ノ軍人軍屬ニ對シ令狀ヲ發シタル時ハ所屬長官ニ令狀ヲ示ス可シ長官ハ已ムコトヲ得サル差支アルニ非サレハ本人ヲシテ速ニ令狀ニ應ゼシム可シ其行軍ノ際亦同シ

第八十二條

第八十二條 拘留狀ヲ受ケタル被告人ハ速ニ其令狀ニ記載シタル監獄署ニ引致ス可シ若シ其監獄署ニ引致スルコト能ハサルトキハ假ニ最近ノ監獄署ニ引致ス

ルコトヲ得

何レノ場合ニ於テモ監獄署長ハ令狀ヲ檢閲シテ被告人ヲ受取リ其證書ヲ渡ス可シ

本條ハ勾留狀ヲ受ケタル被告人ノ引致及ヒ交付方ヲ規定シタルモノニシテ別ニ疑義ノ生スヘキモノアラサルナリ

〔參照〕舊治罪法

第三百三十七條 拘留狀又ハ收監狀ヲ受ケタル被告人ハ速ニ其令狀ニ記載シタル監倉ニ引致ス可シ若シ其監倉ニ引致スルコト能ハサル時ハ假ニ最近ノ監倉ニ引致スルコトヲ得何レノ場合ニ於テモ監倉長ハ令狀ヲ檢閲シテ被告人ヲ受取リ其證書ヲ渡ス可シ

第八十三條

第八十三條 令狀執行ノ命ヲ受ケタル巡查憲兵卒ハ之ヲ執行シタルコト又執行スルコト能ハサルトキハ其



事由ヲ令狀ノ正本ニ記載ス可シ

本條ハ令狀執行ノ結果ノコトヲ規定シタルモノニシテ別ニ疑義ノ生スヘキモノアラサルナリ

〔參照〕舊治罪法

第三百三十八條 令狀執行ノ命ヲ受ケタル巡査ハ之ヲ執行シタルヲ又執行スルヲ能ハサル時ハ其事由ヲ令狀ノ正本ニ記載ス可シ

巡査ハ令狀執行ニ關スル書類ヲ書記局ニ差出シ書記ハ其受取證書ヲ渡ス可シ

第八十四條 勾留狀ヲ受ク可キ被告人既ニ監獄署ニ在

ルトキハ執達吏ヲシテ之ヲ本人ニ送達セシム可シ

〔參照〕舊治罪法

第三百三十九條 拘留狀又ハ收監狀ヲ受ク可キ被告人既ニ監

倉若クハ獄舎ニ在ル時ハ書記ヨリ之ヲ本人ニ送達シ其旨ヲ正本及ヒ謄本ニ記載ス可シ

〔注意〕從來監獄若クハ獄舎ニ在ル被告人へ送達ス可キ渾テノ書類ハ裁判所ヨリ監獄署へ送達ノ手續ヲ囑託シ該署ニ於テハ規則ニ從ヒ本人ニ送達シ令狀ハ其正本其他ハ送達書ノ一本ヲ裁判所へ返還スヘキ取扱ナリシモ今日ハ此取扱ニ依ルヲ得ス總テ本法ノ規定ニ從ハサルヘカラス

第八十五條 密室監禁ノ場合ヲ除ク外被告人ハ監獄則

ニ從ヒ官吏ノ立會ニ依リ其親屬、故舊又ハ辯護士ニ接見スルコトヲ得

書翰、書籍其他ノ書類ハ豫審判事又ハ檢事ノ檢閲ヲ經タル後ニ非サレハ被告人ト外人ト之ヲ授受スルコトヲ許サス但豫審判事又ハ檢事ハ其書類ヲ留置クコト



ヲ得

密室監禁ノ場合ニ於テハ外人ト接見交通ヲ禁セラルタルカ故ニ親屬故舊又ハ辯護士ニ接見シ又ハ書籍書簡ノ交通ヲ爲シ得サルモ唯未決拘留ノ場合ニ於テハ敢テ之ヲ禁シタルモノニアラサルヲ以テ本條ハ其接見交通ノ手續ヲ規定シタルモノナリ

〔參照〕 舊治罪法

第四百十條 密室監禁ノ場合ヲ除クノ外被告人ハ監獄則ニ從ヒ官吏ノ立會ニ依リ其親屬故舊又ハ代言人ニ接見スルヲ得

書翰書籍其他ノ書類ハ豫審判事ノ檢閲ヲ經タル後ニ非ラサレハ被告人ト外人ト之ヲ授受スルヲ許サス但豫審判事ハ其書類ヲ留置クヲ得



第八十六條 豫審判事ハ被告事件禁錮以上ノ刑ニ該ル可キモノニ非スト思料シタルトキハ豫審中何時ニテモ拘留狀ヲ取消ス可シ

(禁錮以上ノ刑ニ該ラサレハ被告人ヲ勾禁スヘキ者ニアラス若シ之レヲモ尙ホ拘禁シ置クヘキモノトスルトキハ確定後ノ刑却テ未決拘留中ヨリ輕キ刑ヲ受クルニ至ル是レ道理ノ許サ、ル所ナリ故ニ豫審判事被告事件ノ禁錮以上ノ刑ニ該ラサルヲ思料スルトキハ直チニ被告人ヲ解禁スヘキナリ之レ本條アル所以ナリ

[參照] 舊治罪法

第四百十一條 豫審判事ハ被告事件禁錮以上ノ刑ニ該ル可キ者ニ非スト思料シタル時ハ豫審中何時ニテモ拘留狀又ハ收監狀ヲ取消ス可シ但收監狀ヲ取消ス時ハ豫メ檢察官



ノ意見ヲ聽ク可シ  
 第四百十二條 監倉ニハ刑法治罪法ヲ備置キ被告人ノ請求ニ從ヒ之レテ貸與ス可シ(本法ニ於テ該條ヲ削除シタルハ該條ノコトタル特ニ明文ヲ要スルマテモナキコトニシテ實際不用ナルニ因ルナリ)

第二節 密室監禁

第八十七條

第八十七條 豫審判事ハ豫審中事實發見ノ爲メ必要ナリト思料シタルトキハ檢事ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ拘留狀ヲ受ケタル被告人ヲ密室ニ監禁スルノ言渡ヲ爲スコトヲ得

密室監禁ノ必要ナル所以ハ如何

(疑義) 密室監禁ノ必要ナル所以ハ如何  
 (説明) 夫レ密室監禁トハ本條ニ於テ定解ヲ下タス如ク豫審判事ニ於テ事實發見ノ爲メ必要ナリト思料シタルトキ檢事ノ請

未決拘留ノ時間ハ當然若クハ裁判官ノ斟酌ニ因リ處刑時間ニ算入スヘキモノナリヤ  
 (説明) 未決拘留ノ時間ハ刑期中ニ算入スルヲ以テ正當ノコト

求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ未決ノ囚徒即チ拘留狀ヲ受ケタル被告人ニ對シ行フ處ノ處分ニシテ而シテ此囚徒ハ殆ント言語文章ノ交通ヲ杜絶セラレ且諸多ノ手續ト順序トヲ經テ官吏ノ立會アルニアラサレハ親屬故舊又ハ代言人辯護士等ニ接見シ又書類其他ノ物品ヲ授受スルコト能ハサルモノナリ斯ク嚴密過酷ノ處分ヲ以テスル所以ノ者ハ畢竟是等ノ囚徒ハ實ニ頑梗執拗ニシテ非テ飾リ詐術ヲ逞シ容易ニ其事實ヲ自白セザルヲ以テ不得止前上嚴密過酷ノ所爲ヲ施シ以テ漸ヤク其實ヲ自白セシメシカ爲メ特ニ此効驗アル處分ヲ行フモノトシタルナリ



ナリト云ハサルヘカラス抑モ未決拘留ハ一ノ苦痛タルニ外ナ  
 ラサルモノニシテ而シテ其苦痛タル刑期宣告以前ニ在ルヲ以テ  
 一層ノ重キヲ加フル者トス故ニ其時間ヲ刑期ニ算入スルハ正  
 理ニ適スル者ト謂ハサルヘカラスナリ然ルニ或論者ハ曰ク  
 未決拘留ノ時間ヲ刑期ニ算入スル者トセハ免訴ノ言渡ヲ受タ  
 ルルハ社會ニ向テ損害ノ賠償ヲ求ムルモ何ノ不可カ之レアラ  
 シ之レヲ以テ其損害賠償ノ請求ヲ爲シ得サルモノトセハ均シ  
 ク未決拘留ノ時間モ刑期ニ算入スヘカラスト然レニ此ノ問題  
 ハ彼是相互ニ聯絡シタルモノニアラサルノミナラス今假リニ  
 一步ヲ譲リ論者ノ如ク賠償ヲ請求セシメントスルモ其員額ハ  
 果シ何等ノ標準ニ據ルヘキカ得テ定メ得ヘキモノニアラサル  
 ノミナラス前上解説ノ道理ニ乖戾スルヲ如何セン之ヲ以テ未  
 決拘留ノ時間ハ之ヲ刑期ニ算入セサルヘカラスナル者トス然レ

是レハ之レ單ニ道理ニ依テ解説シタルモノナレハ今ヤ我邦  
 ノ實際ニ於テハ大ニ此理論ニ背馳シタル規定アルカ故ニ裁判  
 官タル者其刑ノ宣告ヲ爲スニ當リテハ其時間ヲ斟酌シ幾分カ  
 刑期ノ上ニ於テ減縮スル處ナカル可カラス苟モ未決拘留ノ久  
 シキニ涉リタル者ニ對シ刑ノ最長期若クハ最多額ヲ言渡スカ  
 如キハ決シテ穩當ノ處置ト云フヲ得サルナリ

〔參照〕 舊治罪法

第二節 密室監禁

第四百十三條 豫審判事ハ豫審中事實發見ノ爲メ必要ナリ  
 ト思料シタル時ハ檢事ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ勾留  
 狀若クハ收監狀ヲ受ケタル被告人ヲ密室ニ監禁スルノ言  
 渡ヲ爲スヲ得

第八十八條 密室監禁ノ言渡ヲ受ケタル被告人ハ一名



毎ニ之ヲ別室ニ置キ豫審判事ノ允許ヲ得ルニ非サレハ他人ト接見シ又ハ書類其他ノ物品ヲ授受スルコトヲ許サス

密室監禁中ノ被告人ハ全ク社交ヲ禁遏セラルモノナルカ

〔疑義〕 密室監禁中ノ被告人ハ全ク社交ヲ禁遏セラルモノナル乎

〔説明〕 密室監禁ノ處分ハ實ニ嚴密過酷ナリト雖モ絕對ニ被告人ト外人トノ接見及ヒ書類物件ノ授受ヲ禁遏シタルニアラス去レハ豫審判事ニ於テ正當ノ理由アルモノト思量シ且ツ事ニ害ナキモノト思料シタルトキハ豫審判事ハ其犯人ト他人ト接見シ又ハ書類其他ノ物品ヲ授受スルコトヲ允許ス可キ者トス是レ本條ニ於テ豫審判事ノ允許ヲ得ルニ非サレハ云々ト云ヘルニ依テ明ナリ

〔參照〕 舊治罪法

第四百四十四條 密室監禁ノ言渡ヲ受ケタル被告人ハ一名毎

ニ之ヲ別室ニ置キ豫審判事ノ允許ヲ得ルニ非サレハ他人ト接見シ又ハ書類貨幣其他ノ物品ヲ授受スルコトヲ許サス食物飲料藥餌其他監倉ヨリ給ス可キ物品ト雖モ監倉長ノ特ニ指名シタル者ヲシテ之ヲ給與セシム

〔注意〕 本條ニ於テ舊治罪法第四百四十四條第二項ノ規定ヲ掲ケサルモノハ是等ノコトタル監獄則ニ規定スヘキモノナルヲ以テナリ

第八十九條

第八十九條 密室監禁ハ十日ヲ超過ス可カラズ但十日

毎ニ其言渡ヲ更改スルコトヲ得

言渡ヲ更改スルトキハ其事由ヲ裁判所長ニ報告ス可シ

豫審判事ハ十日間ニ少クトモ二度被告人ヲ訊問ス可



豫審判事ニ十日間ニ少クモ二度ハ被告ノ手訊問セザルベカラサルカト爲セルノ理由ハ如何ナルカ

〔疑義〕 本條第三項ニ豫審判事ハ十日間ニ少クトモ二度以上被告ノ訊問ヲ爲ス可シト規定シタル必要如何  
〔説明〕 密室監禁ハ専ラ被告人ノ自白ヲ得ントスルニ在ルヲ以テ數々訊問スヘキトハ其性質上當然ノ事ナルノミナラス又一方ニハ豫審判事ヲ提斯シテ敢テ私擅ノ處分ニ涉ラシメサランカ爲メノ規定ナリ

〔參照〕 舊治罪法

第四百四十五條 密室監禁ハ十日ヲ超過ス可カラス但十日毎

ニ其言渡ヲ更改スルコトヲ得

言渡ヲ更改スル時ハ其事由ヲ裁判所長ニ報告ス可シ

豫審判事ハ十日間ニ少クトモ二度被告人ヲ訊問シ通常ノ

規則ニ從ヒ調書ヲ作ル可シ

第三節 證據

第九十條

第九十條 被告人ノ自白、官吏ノ檢證調書、證據物件、證人及ヒ鑑定人ノ供述、其他諸般ノ徵憑ハ、判事ノ判斷ニ任

證據物件トハ如何ナルモノナルカ

〔疑義〕 證據物件トハ如何ナルモノナリヤ

〔説明〕 證據物件トハ例ヘハ殺傷罪ニ用ヒタル刀劍、竊盜罪ニ用ヒタル合鍵等ノ如キモノヲ云フ

〔疑義〕 被告人ノ自白、官吏ノ檢證調書、證據物件、其他諸般ノ徵憑ハ之ヲ判事ノ判斷ニ任スト爲シタルハ何ソヤ

〔説明〕 先ツ本條ノ頭首ニ掲ケタル自白ノコトヨリ說カンニ夫

レ自白アリト雖モ之ヲ以テ確的ノ不動ノ證據ト爲シ別ニ心證ヲ得サルニモ拘ハラズ敢テ漫ニ有罪ノ判定ヲ下タスヲ得サルモノトシタルハ他ナシ世間或ハ他ニ重キ犯罪ノ公訴ヲ避ケンカ

被告人ノ自白、官吏ノ檢證調書、證據物件、其他ノ徵憑等ヲ判事ノ判斷ニ任セタル如何ノ精神ハ如何



爲メ輕キ罪ヲ犯シタル者ノ如ク僞テ自白ヲ爲ス者若クハ他人  
 チシテ刑辟ヲ受カレシメンカ爲メ自ラ罪ヲ犯シタルカ如クニ  
 自首スル者亦ナキヲ保ス可カラズ若之ナラズ設ヒ其自白者ハ  
 罪ト爲ル可キ所爲ヲ行ヒタルコト適實ナリトスルモ其罪ヲ犯  
 シタル時ニ當リ自由力若クハ識別力ヲ失ヒタル者ナリシヤモ  
 知ル可カラズ更ニ穿テ之ヲ述フレハ自白ノ當時ニ於テモ亦其  
 精神ヲ失ヒ居リタルヤモ知ル可カラサルモノナレハナリ其他  
 官吏ノ檢證徵證證據物件其他諸般ノ徵憑等又判事ノ判斷ニ任  
 シ敢テ拘束ノカナキ者トシタルハ前段ノ例ヲ推シ多言ヲ要セ  
 スシテ知ルヘキナリ之レ本條ノ設アル所以ナリ

刑事ノ裁判官  
 ハ之ヲ民事ノ  
 裁判官ニ比シ  
 テ其証據蒐集  
 ノ上ニ有スル  
 權力ニ如何ナル  
 差異カアル

(疑義) 刑事ノ裁判官ハ民事ノ裁判官ニ比シ其証據蒐集ニ付  
 キ其權力強大ナリトハ如何ナルコトナリヤ  
 (説明) 夫レ民事裁判官ハ證據取捨上ニ就テ完能ヲ有スルヲ

得サルモ刑事ノ裁判官ハ則チ然ラス證據取捨上ニ付キ法律ノ  
 牽掣ヲ受クルヲ勘ナシ例ヘハ民事ノ裁判官ハ或ル證據即チ法  
 律上ノ推測ニ原由スル證據ニ對シテハ之ニ反スル判定ヲ爲シ  
 能ハサルモノナリ則チ彼自白ヲ爲シ相手方之ヲ受諾シタルト  
 キノ如キ縱令ヒ裁判官ニ於テ之ヲ其事實ニ非スト信認シタル  
 時ト雖モ其自白シタル事項ヲ事實ニ非スト判定スルコトヲ得  
 ス必ス其自白ノ事項ヲ認メテ其裁判ヲ爲スヲ要ス之ニ反シ  
 テ刑事ノ裁判官ハ縱令ヒ自白ノアリタル場合ト雖モ其自  
 白若クハ宣誓ハ事實ニ適セスト認ムル時ハ之ニ反スル自己ノ  
 信任ニ依テ裁判言渡ヲ爲シ得可キモノトス是レ本條ニ於テ被  
 告人ノ自白官吏ノ檢證調書證據物件證人及ヒ鑑定人ノ供述其  
 他諸般ノ徵憑ハ判事ノ判斷ニ任スト規定シタル所以ナリ  
 又民事ノ裁判官カ證人ノ陳述ヲ聽スニハ或ル例外ノ場合ヲ除



クノ外價額ノ五十圓以下ナルカ若シ又五十圓以上ナレハ證據ノ端緒アル時ニ非ラサレハ之ヲ爲スヲ能ハスト雖モ刑事ノ裁判官ハ則チ之ニ異ナリ凡ソ犯罪事件ノ重罪タルト輕罪タルト及ヒ違警罪タルト又ハ體刑ト金刑トヲ問ハス證人ノ供述ニ因テ心證ヲ得タル以上ハ均ク犯罪ノ有無ヲ判定スルヲ得ルモノナレハナリ

被告人ノ自白ト其差出スル物品トノ鑑定ヲ爲シ得ルカ

(疑義) 罪ヲ斷スルニハ必ス他ニ證憑ナカルヘカラサルカ如シ去レハ彼ノ陶摸犯罪ノ如キハ他ニ證憑ナキヲ往々アリ例ヘハ警察官ニ於テ其舉動犯人ト思料シテ逮捕シタル上一應訊問スルニ何所ニ於テ何品ヲ陶摸セリトテ其贓品ヲ差出スモ他ニ之ヲ見シ證人ナキ場合ニ於テハ被告人ノ自白ト贓物ナリト云フ物品トニ依リ有罪ト確信スレハ之ヲ罰シ得可キヤ

(說明) 被告人眞實ノ自白ハ即證據ノ一部ナルニ因リ裁判官ニ

於テ果シテ有罪ナリト認定スル時ハ他ニ證憑ナシト雖モ法律ニ從ヒ刑ノ言渡ヲ爲スモ妨ケナカル可シ

犯罪證據物トシテ差押ヘテハレタル諸帳簿ハ町村役場備置ノ事務ニ差支アハルモ其取調中ハ還付ノ能ハサルカ

(疑義) 犯罪證據物トシテ裁判所ニ於テ町村役場備置ノ戶籍帳又ハ土地建物船舶賣買讓渡質入書入與書割印簿等ヲ差押ヘ數十日間還付セサルトキハ該役場ノ事務上差支少ナカラサルモ取調中ハ尙ホ其還付ヲ請求スルヲ得サル乎

(說明) 本疑義ノ場合ニ於テ若シ其還付ヲ許サストセハ日常記入ヲ要スル該帳簿ノ如キ其害ノ援ヒテ及ホス所少ナカラサルニ付裁判所ニ於テハ其必要ノ部分ヲ謄寫シ該書ヘハ町村長之レニ調印シ其帳簿ハ還付スヘキモノトス若シ其謄寫ニ掛カル内ニ記入等ヲ要スル片ハ其都度裁判所ノ許可ヲ得テ記入スヘキモノトス

適例



明治十九年四月廿一日判決

島根縣士族 高松保次郎

(適要)被告事件ノ模様ニヨリ有罪ノ認定ヲ爲スハ事實裁判官ノ特權ナリ

治罪法第四百十六條第一項ハ其明文ノ如ク法律ニ於テハ被告事件ノ模様ニヨリ有罪ナルノ推測ヲ規定拘束セストノ趣旨ニシテ事實裁判官ハ被告事件ノ模様ニヨリ有罪ナルノ推測ヲ爲シ得ルハ素ヨリ論ヲ俟タサル者トス且豫審終結ノ言渡書ヲ閱スルニ坂田福太郎ノ告訴狀及ヒ之ヲ受理シタル司法警察官ノ訊問調書證人新田岩太郎高木文重云々トアリテ是等ノ證憑ニ心證ヲ採リ事實ヲ認定シタル者ナレハ毫モ瑕瑾アルコトナク會議局ニ於テ之ヲ認可シタルハ相當ニシテ歸着スル處上告論旨ハ法律上原裁判官ノ職權ニ特任スル探證ノ當否ヲ論難シ覆審ヲ求ムルニ外ナラサレハ治罪法第四百十條ニ定ムル上告ノ原

由ナキ者トス

明治十九年五月十日判決

鹿兒島縣士族 木佐貫悖外一名

(適要)探偵書ヲ有罪ノ證據トナスハ其當ヲ得スト雖モ他ニ數種ノ證據アリテ其罪ヲ斷シタル以上ハ敢テ破毀ノ原由ナキモノトス

上告人等カ原裁判ニ於テ探偵書ヲ斷罪ノ證トセシハ不法ナリトノ論告ハ一應其理ナキニ非スト雖モ原判文ヲ閱スルニ本按斷罪ノ資料ニ供セシ證憑ハ數種ノ證據ノアルアツテ特ニ探偵書ノミニ就キ判決セシニアラサルノミナラス仮令探偵書ト雖モ參考ノ一部ニ供スルハ固ヨリ爲シ得ヘキ事柄ナレハ之レヲ判案中ニ明示セシトテ破毀ノ原由トハ爲スニ足ラス(以下略之) 明治廿二年四月卅日判決 奈良縣平民 信太榮藏 (適要)願下ヲ爲シタル告訴狀ヲ探テ證據トナシ裁判言渡ヲ爲ス



モ不法ニアラス  
 上告ノ理由トスル(中略)其第二點ハ證據ノ取捨ヲ非難スルモノ  
 ニテ刑事ニ在テハ證據ノ取捨ハ總テ裁判官ノ心証ニ放任セシ  
 モノナレハ假令告訴人カ告訴願下ケヲ爲スモ其告訴狀ノ情況  
 ヲ探テ心証ノ一部ト爲スハ毫モ妨クル所ナシ況ンヤ公訴ハ被  
 害者ノ棄權私和ニ因テ消滅スルモノニアラサルニ於テヲヤ(以  
 下略之)

〔參照〕舊治罪法

第三節 證據

第四百四十六條 法律ニ於テハ被告事件ノ模様ニ因リ有罪ナ  
 ルノ推測ヲ定ムルヲナシ  
 被告人ノ白狀官吏ノ檢證調書證據物件證人ノ陳述鑑定人  
 ノ申立其他諸般ノ徵憑ハ裁判官ノ判定ニ任ス

〔注意〕本法ニ於テ舊治罪法第四百四十六條第一項ヲ掲規セサル  
 ハ是等ノコトタル特ニ明文ヲ要スルマテモナク被告事件ノ模  
 様ニ因リ有罪ナルノ推測ヲ下タシ得サルハ勿論ナルヲ以テ本  
 條ニハ之ヲ掲ケサルナリ

第九十一條 豫審判事ハ檢事若クハ被告人ノ請求ニ因  
 リ又ハ職權ヲ以テ事實發見ノ爲メ必要ナリトスル證  
 據徵憑ヲ集取ス可シ

〔疑義〕豫審ト公判トノ間ニ存スル證據採擇上ノ差異如何  
 (說明) 夫レ證據ノ採擇上ニ付キ公判ニ於テ犯罪ノ成否ヲ判決  
 シ刑ノ言渡ヲ爲サントスルニハ必ス犯罪ノ成立ニ付キ確信即  
 チ裁判官ノ心中一點ノ疑訝ナク必ス黑白有無ノ一二出タルモ  
 ノアルヲ要ス然レハ豫審終結ノ決定ハ畢竟其事件ヲ公判ニ移  
 スニ足ル可キ犯罪證明ノ材料アリヤ否ヲ判決スルニ過キサル

豫審ト公判ト  
 ノ間ニ存スル  
 證據採擇上ノ  
 差異ハ如何

第九十一條



徵憑トハ如何ナルカ

モノナルヲ以テ其材料アリト假信即チ多分之アル可シト信スルヲ以テ足レリト爲スノ別アル之レナリ

(疑義) 徵憑トハ如何ナルモノナリヤ

(説明) 徵憑トハ彼ノ證據ニ於ケルカ如ク法律ノ定メタル方法ニシテ原告人若クハ被告人ヨリ裁判官ヲシテ其主張ヲ確認セシムルカ爲メニ提出スルモノニ異ナルト雖モ亦其主張ヲ推認セシムルカ爲メニ幫助ト爲ル可キ外觀的ノ事物ヲ云フナリ換言セハ被告事件ノ有無又ハ被告人ノ犯人ナルヤ否ヲ推究スルニ幫助ト爲ル可キ有形ノ事物ヲ云ヘルナリ例ヘハ變死者アル場合ニ於テ其近傍ニ鮮血ニ塗レタル刀劍又物品紛失ノ場合ニ於テ門戸鎖鑰ノ破壊シタルモノアル等ノ如キ之レナリ

(疑義) 證據ヲ得タリトスヘキ場合ハ如何ナル場合ナリヤ

(説明) 凡ソ民刑ヲ問ハス裁判ノ主要ハ眞實ヲ得ルニ在リ眞實

證據ヲ得タリトスル場合ハ如何ナルカ

トハ人ノ思想ニ顯ハル、所ト現在既往ノ事物ト相符合スルノ謂ナレハ毫厘差ハサル眞正ノ事實ヲ得ント欲スルハ蓋シ人力ノ及ハサル所ナリ其レ立法官モ人ナリ裁判官亦人ナリ易ヨ躬親ヲ見聞セサル所ノ事實ヲ照知スルヲ得ン其親ク見聞シタル所ノ事實ト雖モ仍ホ或ハ五感ノ迷亂表裏ノ刺衝ニ依テ之ヲ誤ルコトアリ故ニ證據ヲ得タリトハ裁判官カ其事件ノ審理上唯確信ヲ得タルモノヲ以テ證據ヲ得タルモノトセザルヘカラス而シテ其確信トハ裁判官カ心裡ニ固ク信シテ疑ハサルモノヲ謂ヒ敢テ事物ノ眞實ニ適スルト否トヲ問ハサルナリ

(疑義) 犯罪事件ニ關シ例ヘハ町村役場備置ノ簿冊等ヲ檢事若クハ警察署ニ於テ押收シ之ヲ證據品トシテ裁判所ヘ差廻シ而シテ該件落着ノ後同所ヨリ該簿冊等返戻スヘキニ付爲受取町

村長若クハ其代理人出頭スヘキ旨町村役場ヘ申來リシトアリ

押收シタル町  
村役場備置ノ  
簿冊等ハ  
之ヲ返戻スル  
ハ  
常ニハ町長  
ヲ呼出スルハ  
常ナラサルガ  
如シ此ノ如キ  
場合ニハ郵便



等ニテ裁判所  
ヨリ送ルルハ  
モノナルカ如  
何

トモヨ右等ノ如キハ假令証據品トシテ一時押收シタルモノナ  
ルモ苟モ一公衙ニ備置ク簿冊等ヲ裁判上參照トシテ後之レテ  
返付スルニ町村長ヲ召喚スル如キ理由ハ蓋シ穩當ナラサルカ  
如シ故ニ如此場合ニハ裁判所ニテ郵便若クハ其他便ニ托シ遞  
送返付スルヲ以テ至當トセサルカ

(説明) 檢事若クハ警察署ニ於テ証據ノ爲メ町村役場備付ノ簿  
冊ヲ押收シ之ヲ裁判所へ差廻シ審理ノ未不用ニ屬シタル片ハ  
裁判所ニ於テ便宜還付ノ取扱ヲ爲ス可キモノニシテ右受取ノ  
爲メ町村長若クハ代理人ヲ呼出ス可キモノニ非ラズ

(疑義) 司法警察官犯罪ヲ捜査スルニ該リ被害物品ノ其店ニ在  
ルヲ發見シタル片ハ直チニ之ヲ差押警察署ニ於テ保管スルヲ  
得ヘキヤ

(説明) 非現行犯ノ場合ニ於テハ司法警察官ニ於テ差押ノ處分

司法警察官犯  
罪ヲ捜査スル  
片ニ被害物品  
ガ其店ニ在ル  
ルヲ發見シタ  
ルハ直チニ之  
ヲ押收シテニ  
保管スルヲ得  
ルカ

ヲ爲スヲ得スト雖モ現ニ物件ヲ所持スル者ノ承諾ヲ得テ領  
置スルハ妨ケナシ若シ承諾ナキ片ハ檢事ヲ經由シ豫審判事ニ  
其處分ヲ求ムルヲ得

(疑義) 被告人不分明ナル贓物アリ司法警察官之ヲ認メ檢事ニ  
送致シタルニ檢事ニ於テハ之レヲ未タ豫審ニ付スヘカラサル  
モノト思料スル時ハ他日捜査ノ爲メ檢事ニ於テ之ヲ留メ置ク  
ヲ得ヘキ歟將タ司法警察官ニ還付ス可キ歟

(説明) 證憑ノ爲メ保存シ置クヲ必要ナリトスル片ハ之ヲ檢事  
ノ手ニ保存シ置キ時効ニ至リ其所有主ニ還付スベシ若シ所有  
主知レサル時ハ警察署ニ送付シ警察署ニ於テハ通常遺失物ノ  
處分ヲ爲スヘキモノトス

(參照) 舊治罪法

第四百四十七條 豫審判事ハ檢察官民事原告人被告人ノ請求

犯者ノ何人ナ  
ルカ知レサル  
贓品ヲ司法警  
察官力檢事ニ  
送付スルハ  
檢事ニ於テ豫  
審ニ付ス可キ  
料セバ如此モ  
ノハ之ヲ留置  
クベキカ將タ  
返付スベキカ



ニ因リ又ハ職權ヲ以テ事實發見ノ爲メ必要ナリトスル證據  
憑ヲ集取ス可シ

第九十二條

第九十二條 豫審判事臨檢、搜索、物件差押又ハ被告人、證  
人ノ訊問ヲ爲スニハ裁判所書記ノ立會ヲ必要トス書  
記ハ調書ヲ作り豫審判事ト共ニ署名捺印ス可シ  
裁判所外ニ於テ急遽ノ際書記ノ立會ヲ得ルコト能ハ  
サルトキハ立會人二名アルヲ要ス但監獄署ニ就テ被  
告人ヲ訊問スルトキハ其監獄署ノ官吏一名ヲシテ立  
會ハシム可シ  
前項ノ場合ニ於テハ豫審判事自ラ調書ヲ作り之ヲ讀  
聞カセ立會人ト共ニ署名捺印ス可シ  
書記又ハ立會人ナクシテ爲シタル處分ハ其效ナカル  
可シ

司法警察官が  
臨檢搜查等ヲ  
爲スハニハ巡  
査一名ヲ立會  
ハシムルモ有  
効ナルカ

(疑義) 本條ニ豫審判事臨檢、搜索、物件差押又ハ被告人、證人ノ訊  
問ヲ爲スニハ書記ノ立會ヲ必要トス云々トアリシモ司法警察  
官重罪輕罪ノ現行犯ニ付假ニ前項ノ處分ヲ行フ場合ニ於テハ  
一名ノ巡查ヲ以テ書記ト看做シ立會ハシムルモ其處分ハ有效  
ナルヘキヤ將タ巡查ハ尋常立會人ト同ク必ス二名アルヲ要ス  
ルヤ

(說明) 司法警察官本法第四百十七條ニ從ヒ本條ノ處分ヲ爲ス  
ニ當テハ固ヨリ書記ノ立會ヲ得ルノ途ナキヲ以テ假令巡查ヲ  
同行シテ書記ノ事ヲ行ハシムルモ立會人タルニ過キスシテ書  
記ノ立會アリタルモノト看做スヲ得ス既ニ之ヲ立會人トセ  
ハ本條第二項ニ從ヒ二名ヲ要スルモノ、如シト雖モ同項但書  
ニ監倉ニ就テ被告人ヲ訊問スルルハ其監倉ノ官吏一名ヲシテ  
立會ハシムヘシトアリテ苟モ官吏ヲシテ立會人トスルルハ一



名ノ立會ヲ以テ足レリトスル精神タルヲ以テ二名ノ立會人ヲ要スル場合ハ通常人ニ限リシモノト解釋セサルヘカラサルナリ

本條第二項ニ在リ立會人ハ何人ニテモ可ナルカ

(疑義) 本條第二項ニ裁判所外ニ於テ急遽ノ際書記ノ立會ヲ得ルヲ能ハサル時ハ立會人二名アルヲ要ストアリ然ルニ其立會人二名トハ何人ニテモ妨ケナキ義ナルヤ

(説明) 凡ソ本條ノ場合ニ於テ裁判官其職務ヲ行フニ當リ書記ノ立會ヲ要スルモノハ獨リ調書ヲ作ルノ用ニ供スルノミナラス其行務ノ公正ニシテ成規ニ違背セサルノ信憑ヲ厚クスルノ意ニ出ツ是レ本條第二項ノ場合ニ於テ必ス二名ノ立會人ヲ要スル所以ナリ故ニ此立會人ハ親戚隣佑ニ限ラス何人ニテモ妨ケナシト雖モ第百二十四條ニ相當スル人ノ如キハ立會人ト爲スヲ得サルヘシ何トナレハ此等ノ人ハ立會ヲ爲スト雖モ其

信憑ヲ厚クスルニ足ラサレハナリ

〔參照〕 舊治罪法

第百四十八條 豫審判事臨檢家宅搜索物件差押又ハ被告人

證人ノ訊問ヲ爲スニハ書記ノ立會ヲ必要トス書記ハ調書

ヲ作り豫審判事ト共ニ署名捺印ス可シ

裁判所ニ於テ急遽ノ際書記ノ立會ヲ得ルヲ能ハサル時ハ

立會人二名アルヲ要ス但監倉ニ就テ被告人ヲ訊問スル時

ハ其監倉ノ官吏一名ヲシテ立會ハシム可シ

前項ノ場合ニ於テハ豫審判事自ラ調書ヲ作り之ヲ讀聞カ

セ立會人ト共ニ署名捺印ス可シ

書記又ハ立會人ナクシテ爲シタル處分ハ其效ナカル可シ

第四節 被告人ノ訊問及ヒ對質

第九十三條 豫審判事ハ先ツ被告人ヲ訊問ス可シ但檢



證ヲ爲シ又ハ證人ヲ訊問スルニ付キ急速ヲ要スルト  
キハ此限ニ在ラス

豫審判事ニ第一着ニ被告ヲ訊問セサルハカラスト規定シタルハ何ソヤ

(說明) 若シ本條ノ規定ナク豫審判事ハ未タ被告人ノ辯解ヲ聞カサル以前他ノ諸多ノ證據ニ依リ先ツ訊問ヲ始ムルトキハ未タ被告人ノ訊問ヲ爲ササルニ業已ニ有罪ノ思料ヲ爲スノ弊アル可キヲ以テ本條ニ於テ被告人ハ第一着ニ訊問スヘキモノトシタル所以ナリ

(疑義) 本條但書ノ規定アルハ何等ノ必要アル乎

(說明) 夫レ急速ヲ要スル場合例ヘハ急速ニ檢證ヲ爲ササレハ犯罪ノ徵憑湮滅スヘキ場合又ハ急速ニ訊問ヲ爲サレハ其證人ハ將ニ絶息セントスルノ恐アルカ若クハ遠ク旅行セントス

本條但書ハ何等ノ必要アリヤ設ケシモノナルカ

被告人訊問ノ目的ハ如何

ル場合等ニ在テハ實ニ一時ノ遲速ニ因リ罪證ヲ失フノ恐レアルヲ以テ此場合ニハ例外トシテ先ツ檢證又ハ證人ノ訊問ヲ先キニセサルヘカラサルノ必要アルニ基キタルモノナリ

(疑義) 被告人訊問ノ目的如何

(說明) 被告人訊問ニハ二個ノ目的アリ(一)被告人供述ノ模様ニ因リ直接若クハ間接ニ事實ヲ發見スルヲ及ヒ(二)公訴ニ對シ被告人ヨリ爲ス所ノ辯解ヲ聽クト是ナリ

適例

明治十九年十月十五日判決 京都府士族 岡井サク

(摘要) 被告人豫審判事ニ對シ事實ノ陳述ヲ爲スニ付喚徴アランヲ求メタルニ之ヲ許サスシテ終結ノ言渡ヲ爲シタルハ越權ナリ

上告ニ付一件書類ヲ査閱スルニ被告ハ明治十八年七月廿四日



ニ在テ豫審判事ニ對シ事實ノ陳述ヲ爲スヘキニ付喚徴アラ  
 一ラ乞フ旨ノ書面ヲ提供シ豫審判事ハ之ヲ受理シナカラ其事  
 實ノ陳述ヲ聽カスシテ輒スク終結ノ言渡ヲ爲シタル一明瞭ニ  
 シテ越權ノ處分タル論ヲ俟タス何トナレハ豫審判事ハ諸般ノ  
 證憑ヲ蒐集スル職務アルモノナレハ被告人ヲシテ遺漏ナク事  
 實ノ陳述ヲ爲サシメ而シテ終結ノ言渡ヲ爲スヘキモノナレハ  
 ナリ然リ而シテ會議局ハ被告ヨリ此点ニ對シ故障ヲ爲シタル  
 ニモ拘ハラヌ此不法ノ豫審終結言渡ヲ認可シタルハ是亦越權  
 ナルヲ以テ附帶上告趣旨ハ相當ナリトス

〔參照〕 舊治罪法

第四節 被告人ノ訊問及ヒ對質

第四百十九條 豫審判事ハ先ツ被告人ヲ訊問ス可シ但檢證  
 ヲ爲シ又ハ證人ヲ訊問スルニ付キ急速ヲ要スル時ハ此限

ニ在ラス

第九十四條

豫審判事ハ被告人ヲシテ其罪ヲ自白セシ

ムル爲メ恐嚇又ハ詐言ヲ用ユ可カラス

豫審判事ハ其  
 罪ヲ決定スル  
 爲メ被告人ニ  
 宣誓ヲ命ジ得  
 ルカ

〔疑義〕 豫審判事ハ其罪ヲ決定スル爲メ被告人ニ對シ宣誓ヲ命  
 スルコトヲ得ヘキヤ

〔說明〕 宣誓ハ犯罪事件ノ生存上ニモ亦有罪タルノ元素上ニモ  
 之ヲ被告人ニ對シ求ムルコトヲ得ヌ又被告人ト雖モ之ヲ爲サ  
 ンコトヲ求ムルコトヲ得ヌ何トナレハ被告人ハ己レニ對スル  
 訴訟ニ附キ自ラ判者タルヲ得サレハナリ

恐嚇トハ何ゾ

〔疑義〕 本條ノ恐嚇トハ如何ナルコトナリヤ

〔說明〕 恐嚇トハ事ヲ設ケテ人ヲ畏懼セシメ若クハ忿激叱責ス  
 ルノ類ヲ謂フ即チ精神ニ對スル拷掠ニシテ縱ヒ被告人ノ身体  
 ニ痛苦ヲ與ヘスト雖モ精神ノ自由ヲ拘束シ強テ其罪ヲ自白セ



詐言トハ如何

シムルモノナリ云フ

(疑義) 本條ノ詐言トハ如何ナルコトナリヤ

(説明) 詐言トハ例ヘハ其犯人既ニ其罪ヲ自白シタリトカ又ハ斯ク々々ノ確證アリト欺クノ類ナリ云フ

民法ノ自白不可分ノ原則ハ刑事上ニモ適用スベキ乎

(疑義) 民法證據編第二章第二節第一款第三十八條ニ因レハ自

白不分割ノ原則ヲ規定セリ此規定ハ刑事上ニモ適用ス可キ乎

(説明) 夫レ民事ニ在テハ自白ニ裁判官ヲ拘束スルノ力アルカ

故ニ其全部之ヲ拘束シテ分ツヘカラスト雖モ刑法ニ在テハ唯

心證ヲ惹クノ材料タルニ過キサカ故ニ之ヲ分ツモ敢テ妨ケ

ナキナリ且裁判官ニ自白ヲ取捨スルノ權アルヲ以テ審ニ其全

部ノミナラス亦其一分ヲ取捨スルノ權ナカルヘカラサルハ自

然ノ數ナリ故ニ此民法ノ規定ハ刑事上ニハ應用スヘカラサル

モノナリ

(參照) 舊治罪法

第五十條 豫審判事ハ被告人ヲシテ其罪ヲ白狀セシムル

爲メ恐嚇又ハ詐言ヲ用フ可カラス

第九十五條 裁判所書記ハ訊問及ヒ供述ヲ錄取シ被告

人ニ之ヲ讀聞カス可シ

豫審判事ハ被告人ニ其供述ノ相違ナキヤ否ヤヲ問ヒ

署名捺印セシム可シ若シ署名捺印スルコト能ハサル

トキハ其旨ヲ附記ス可シ

(疑義) 裁判所書記ノ其訊問及ヒ供述ヲ錄取スルハ何ノ爲メナル乎

(説明) 夫レ其訊問及ヒ供述ハ共ニ之ヲ錄取スヘキモノトシタ

ルハ是等ノ書類ハ其要其事件ヲ公判ニ移ス可キヤ否ヲ決スル

ノ材料ト爲ルノミナラス公判ニ回付セラレタル後或ハ公判裁

第九十五條

書記ノ訊問及  
供述ヲ錄取ス  
ルハ何ノ爲メ  
カ



判官ノ心證ヲ作ルノ具ト爲リ或ハ公判ニ於テスル訊問ノ基礎ト爲リ或ハ豫審終決ノ抗告ニ對スル當否ヲ裁判スルニ付キ其材料ニ供セラル可キヲ以テナリ

〔參照〕 舊治罪法

第一百五十一條 書記ハ訊問及ヒ陳述ヲ錄取シ被告人ニ之ヲ讀聞カス可シ

豫審判事ハ被告人ニ其陳述ノ相違ナキヤ否ヲ問ヒ署名捺印セシム可シ若シ署名捺印スルヲ能ハサル時ハ其旨ヲ附記ス可シ

書記ハ本條ノ式ヲ履行シタルヲ記載シ豫審判事ト共ニ署名捺印ス可シ

第九十六條

第九十六條 被告人其供述ニ付キ變更増減ス可キコトヲ申立タルトキハ更ニ訊問ヲ爲シ其訊問及ヒ供述ヲ

錄取シ之ヲ讀聞カセ署名捺印ス可シ

被告人供述ノ増減變更アリタルトキハ前キニ調成シタル調書ニ變更ヲ來タスハ自然ノ數ナリ是レ本條ニ於テ更ニ訊問調書ヲ作り之ヲ讀聞カセ署名捺印セシム可シト規定シタル所以ナリ

〔參照〕 舊治罪法

第一百五十二條 被告人其陳述ニ付キ變更増減ス可キヲ申立タル時ハ更ニ訊問ヲ爲シ前條ノ規則ニ從ヒ其訊問及ヒ陳述ヲ錄取シ之ヲ讀聞カセ署名捺印ス可シ

第九十七條

被告人ニ供述書ノ謄本ヲ求ムルコトヲ得ヘキモノトシタルハ如何カ

第九十七條 被告人ハ供述書ノ謄本ヲ求ムルコトヲ得

〔疑義〕 被告人ハ供述書ノ謄本ヲ求ムルコトヲ得ヘキモノトシタル必要ハ如何



タルハ被告人或ハ他日公判ニ於テ豫審ノ供述ヲ彌縫シ又ハ虚偽ノ申立ヲ爲スノ媒助ト爲ルノ弊ナキニアラスト雖元來訊問ハ被告人ヲシテ辯護ノ方法ヲモ併セ爲サシメント欲スル旨趣ニシテ臆本下付ヲ求ムルノ權ハ被告人ノ利益ヲ保護スルノ効最モ較著ナルモノトス故ニ法律ハ豫審判事若シ一回モ被告人ヲ訊問セスシテ豫審ヲ終結シタル時ニ被告人ハ爲メニ辯護權ヲ減殺セラレタル者ト爲シ其公判ニ付スルノ言渡ニ對シ抗告ヲ爲スコトヲ得可シ是レ此場合ニ於テ下付ヲ必要トスル所以ナリ

被告人ヨリ爲セル供述書ノ下附ト其下附ノ費用ニ就テノ疑問

(疑義) 豫審終結ノ後其言渡ニ對シ被告人ヨリ抗告ノ申立ヲ爲シ未タ其申立書ヲ差出サザル以前ニ在テ供述書ノ臆本ヲ求ムル場合アリ其抗告タル即チ豫審終結ノ上訴ニ止マリ假令抗告裁判所ニ廻ルモ亦仍ホ豫審處分中ニ係ルヲ以テ豫審上訴ノ材

料并ニ後日辯論等ノ用ニ供スル爲メ被告人ヨリ供述書ノ臆本ヲ求ムルハ本條ニ從ヒ之ヲ下附スヘキヤ又其費用ハ如何スヘキカ

(說明) 本疑義臆本ノ下附ハ本條ノ例ニ適當セルヲ以テ其請求ニ因リ之ヲ下附シ其費用ハ其下附ヲ請求シタルモノ即チ被告人ナレハ被告人ヨリ徴收スヘキモノトス

訴訟關係人ヨリ豫審決定ノ正本又ハ供述書等ノ拔書等ヲ求メタルハ如何スヘキヤ

(疑義) 訴訟關係人ヨリ豫審決定ノ正本又ハ供述書等ノ拔書及ヒ警察官ニ於テ作りタル假リ訊問調書等ノ臆本ヲ請求セシ時ハ如何スヘキヤ

(說明) 訴訟關係人ヨリ決定ノ正本又ハ陳述書ノ拔書ヲ求ムルモ下付スルニ及バスト雖其費用ヲ以テ是等ノ臆本ヲ願出タル片ハ之ヲ許可スルモ妨ケナキモノトス然レモ警察署ニ於テ作りタル假リ訊問調書ノ如キハ假令費用ヲ納ムトモ下付ス可



カヲサルナリ

〔參照〕 舊治罪法

第一百五十三條 被告人ハ陳述書ノ謄本ヲ求ムルヲ得

第九十八條 豫審判事ハ被告人ノ共犯ナルコト、人違ナ

キコト其他事實ヲ發見ス可キ一切ノ模様ヲ證スル爲

メ必要ナリトスルトキハ被告人ト他ノ被告人、證人又

ハ其他ノ者ト對質セシムルコトヲ得

對質トハ如何

〔疑義〕 對質トハ如何ナルコトナリヤ

〔說明〕 對質トハ被告人ト他ノ被告人、證人又ハ其他ノ者ト駢列

セシメテ訊問ヲ爲シ辯解セシムルノ處分ヲ謂フ

〔疑義〕 豫審處分ハ密行ヲ必須トスルニモ係ハラス本條ニ於テ

被告人ト他ノ被告人、證人又ハ其他ノ者ト對質セシムルコトヲ

得ト規定シタル所以如何

豫審處分ハ密行ヲ必要トスルニ係ルニ於テ被告人ト他ノ被告人、證人等ト對質セシムルハ何ゾ

〔說明〕 豫審ハ密行ナリ就中被告人訊問ノ如キハ最モ之ヲ密ニシテ以テ通謀ノ弊ヲ防カサルヘカラスト雖モ其被告事件ノ共犯ナリヤ否ヤ又其人違ナキヤ否ヤヲ確知シ其他事實ヲ發見スルカ爲メ必要ナリト認ムルトキハ元ト事實發見ノ爲メ密行ノ方法ヲ執リタルモノナルモ却テ之ヲ對質セシムルヲ以テ事實發見ノ爲メニ必要ナリト爲スルハ是亦之ヲ許サ、ルヘカラサルハ當然ナルヲ以テナリ

〔參照〕 治罪法

第一百五十四條 豫審判事ハ被告人共犯ナルヲ人違ナキト其

他事實ヲ發見ス可キ一切ノ模様ヲ證スル爲メ必要ナリト

スル時ハ被告人ト他ノ被告人、證人又ハ其他ノ者ト對質セ

シムルヲ得

第九十九條 書記ハ對質人ノ供述及ヒ對質ニ因リ生ス

第九十九條



ル一切ノ事件ヲ錄取シ對質人ニ其對質ニ關スル部分ヲ讀聞カス可シ

第九十五條第九十六條ノ規定ハ對質ニ付テモ亦之ヲ適用ス

第九十五條ハ訊問及ヒ供述ヲ讀聞カセ其供述ノ相違ナキカ否ヤヲ問ヒ署名捺印セシムルコトニシテ第九十六條ハ其供述ノ變更増減アリタルトキノコトナリ是等ノ場合ニ於テハ其被告人一人ナルトキ又ハ他ノ被告人証人等ト對置セシメタルトキト其手續ヲ異ニスヘカラサルヲ以テ本條ノ規定アル所以ナリ

但シ書記ハ對質ニ因リ生スル事件ノ結果如何マテ讀聞カスヘキモノニアラス唯其對質人ニ關係ノ部分ニ止マル可シ

〔參照〕 舊治罪法

第一百五十五條 書記ハ對質人ノ陳述及ヒ對質ニ因リ生スル一切ノ事件ヲ錄取シ對質人ニ其對質ニ關スル部分ヲ讀聞カス可シ

第一百五十一條 第一百五十二條ノ規則ハ對質ニ付テモ亦之ヲ適用ス

第百條

第百條 被告人又ハ對質人聾ナルトキハ書面ヲ以テ問ヒ啞ナルトキハ書面ヲ以テ答ヘシム若シ聾者啞者文字ヲ知ラサルトキハ通事ヲ命ス可シ

被告人又ハ對質人國語ニ通セサルトキ亦同シ

通事ノ性質ハ如何

〔疑義〕 通事ノ性質ハ如何

〔説明〕 通事トハ被告人、證人、鑑定人、譯者、啞者若クハ國語ニ通セサルモノナルト命シテ以テ事ヲ濟ハシムルモノニシテ其用、言



語ノ通セサル所ヲ通スルニ在リ故ニ其性質タル鑑定人ニ類シテ證人ト異ナレリ即チ學術技藝ヲ以テ裁判官ノ識能ノ及ハサル所ヲ補フモノヲ云フナリ

〔參照〕 舊治罪法

第二百五十六條 被告人又ハ對質人聾ナル時ハ書面ヲ以テ問

ヒ啞ナル時ハ書面ヲ以テ答ヘシム若シ聾者啞者文字ヲ知

ラサル時ハ通事ヲ命ス可シ

被告人又ハ對質人國語ニ通セサル時亦同シ

第一百一條

第一百一條 通事ハ正實ニ通譯ス可キ宣誓ヲ爲ス可シ

書記ハ通事ニ調書ヲ讀聞カセ之ニ署名捺印セシム可シ

第三百三十六條 第三百二十七條 第三百四十一條ノ規定ハ本條ニモ亦之ヲ適用ス

第三百三十六條ハ 第三百十五條 第三百十八條乃至 第三百二十一條

第三百二十三條乃至 第三百二十五條 及ヒ 第三百二十八條ノ規定

ヲ準用スルコト及ヒ 拘引狀ヲ發スルヲ得サルコト 第三百三

十七條ハ 公平且正實ニ鑑定ス可キコト 又宣誓書ノ書式ノ

コト 第三百四十一條ハ 旅費日當立替金ノコトナリ

〔疑義〕 司法警察官假リニ現行犯ノ豫審ヲナスニ証人鑑定人ノ

供述ハ宣誓ヲ用ヒサルハ 第三百四十四條ノ規定スル所ナリ去レ

ハ均シク現行犯ニシテ前條ノ如ク被告人對質人等聾者啞者又

ハ外國人ニテ通事ヲ要スルトキハ其通事ニハ宣誓セシム可キ

ヤ

〔說明〕 司法警察官前條ノ處分ヲ爲スニハ別ニ宣誓ヲ爲サシム

ルヲ得サルノ明文ナシト雖モ証人鑑定人ヲシテ宣誓セシメサ

ル以上ハ通事ヲノ獨リ宣誓セシムルヲ要スルノ理アラシヤ之

司法警察官現  
行犯即人ノ外  
人ナレバハ  
之ヲ豫審スル  
事ニ要スル通  
事ニ宣誓セシ  
ムルヲ得ザル  
ルカ



ヲ以テ証人鑑定人等ヲ均シク宣誓セシムルヲ要セサルナリ

〔參照〕 舊治罪法

第一百五十七條 通事ハ正實ニ通譯ス可キノ宣誓ヲ爲ス可シ

書記ハ通事ニ調書ヲ讀聞カセ之ニ署名捺印セシム可シ

第九十二條第九十三條第二百條ノ規則ハ本條ニモ亦

之ヲ適用ス

### 第五節 檢證搜索及ヒ物件差押

第二百一條 豫審判事ハ事實發見ノ爲メ必要ナリトスル

トキハ犯所又ハ其他ノ場所ニ臨ミ檢證ヲ爲ス可シ

〔疑義〕 本條犯所臨檢トハ如何ナル處分ナルカ及ヒ其ノ實益ハ

如何

〔說明〕 犯所臨檢トハ事實發見ノ爲メ其犯所ニ臨ミ其場ノ模様

ヲ檢證スルノ謂ニシテ檢證處分中較々其效ノ著シキモノナリ

臨檢トハ如何ナルトナリヤ

第二百一條

而シテ重モナル實益ニアリ

第一 裁判官犯所ニ臨檢シ衆人ニ其處分ノ活潑迅速ナルヲ觀

メスルハ裁判官ノ處分益々盛大ニ人民ノ信憑愈々深厚ニシテ

其效未タ裁判アラサルニ方テ既ニ多少社會ノ秩序ヲ回復スル

ニ至ルヘシ

第二 裁判官犯所ニ臨ミ一切ノ摸樣ヲ檢證スルハ尋常證人

ノ陳述シ能ハサル所ヲ知得シ又其證言ノ虛實ヲ稽フルニ容易

ニシテ且犯罪ニ密着シタル事物ノミナラス其前後ノ摸樣ヲモ

檢證スルヲ得ルカ故ニ大ニ其判決ヲ確實ナラシムルノ效アリ

凡ニ兇テ事ヲ執ルノ比ニアラサレハナリ

〔疑義〕 豫審判事ニシテ苟モ濫リニ官署ノ機密經要ニ係ル文書

ヲ披覽檢閱スルヲアル片ハ爲メニ或ハ國家ノ安危ニ關シ内外

交渉ノ政務ニ關スル機密秘事ヲ漏泄シ大ニ施政ノ宜シキヲ誤

當該官吏ハ豫審判事ノ爲メシテ機密ニ關スル文書ヲ披覽檢閱スルヲ得ルカハ其ノ權アリ



マラシムルカ如キ嫌アリ故ニ若シ當該官吏ニ於テ其檢閲ヲ必要ナラスト認ムル片ハ即チ斷然之ヲ拒絕スルヲ得ヘキモノナリヤ

(説明) 是レ本疑義ノ場合即チ豫審判事カ官署ニ於テ證據書類ノ搜索等ヲ行フハ多ク郡區長市町村長等ノ職務上ニ涉ル犯罪アリト思量シタル場合ニ在ル可シ果シテ然ラハ其郡區長市町村長等自己ノ罪惡ヲ包藏セント欲シ口實ヲ機密樞要ノ文書ニ籍リ又ハ搜索ヲ必要ナリト認メス杯ト唱ヒ以テ漫リニ搜索處分ヲ拒絕スルヲアル片ハ其弊亦少々ナラサルハ宜シク願ミサルヘカヲサル所ナリ且郡區長市町村長等ニシテ果シテ身ニ罪惡ノ覺アル片ハ種々ノ手段ヲ設ケテ豫審判事ノ搜索ヲ拒絕セント欲スルハ人情ノ然ラシムル所ナリ去レハ豫審判事ハ必ス常ニ郡區長市町村長等ノ其搜索處分ヲ必要ナリト認メサルニ

依テ必要證據ヲ遺脱スルノ弊ヲ受ケサルヲ得ス又郡區長市町村長等ハ必ス言テ左右ニ托シテ猶豫期限ヲ以テ證據ヲ藏匿湮滅スルノ手段ヲ圖ルヲ無シトセス然ルニ或ハ曰ク豫審判事ニ於テ突然中央行政官署等ニ闖入シ恣ニ機密樞要ノ文書等ヲ攪亂スルヲハ實際幾許モアラサル所ナリ而シテ郡區長市町村長等ニ於テ徵收公金ヲ私用シ官印ヲ盜用シテ官文書ヲ偽造スル等ノハ實際甚タ鮮シトセサルナリ去レハ唯ニ能ク空想スルヲ得ヘキモ決シテ實見スルヲ得ヘカラサル一極端ノ事ヲ以テ目下無數ノ犯罪ヲシテ濫リニ法網ヲ漏脱セシムルハ斷シテ其得策ニアラス且行政官ニ於テハ其權利ヲ保護セント欲シテ反テ自カラ其權利ヲ傷フノ術ヲ施スモノト謂ハサルヲ得ス何トナレハ郡區長市町村長等其役場内ニ於テ重輕罪ヲ犯シタリト思量セラレ既ニ拘引若クハ拘留セラレタル場合ニ於テ猶ホ豫



審判事ノ搜索ヲ必要ナラスト認ムルハ其意犯罪ノ證據ヲ包藏陰蔽セント欲スルニ在ルヤ知ルヘシ斷然之レヲ拒絕スルヲ得ヘキニ依リ官金ヲ私用シ官印ヲ盗用シテ私事ヲ營ム等ノ取扱ヲ爲シ其將サニ發露セントスルヲ知ル時ハ容易ニ其罪證ヲ湮滅スルヲ得レハナリ然ルヲ猶ホ豫審判事行政官署ニ於テ書類檢閲等ノ處分ヲ行フハ動モスレハ官署ノ機密秘事ヲ漏泄シテ大ニ施政ノ宜シキヲ誤ラシムルノ嫌アリト論者ハ殊ニ知ラヌヤ其附屬官吏ノ犯罪ヲ保庇シテ其證迹ヲ湮滅スルニ容易ナラシムルハ即チ是レモ亦自カラ施政ノ宜シキヲ誤マシムルノ處置ヲ施スモノニ非サル無ラソ乎之レヲ以テ行政官署ニ於テ犯罪ノ事實發見ノ爲メニハ如何ナル文書ヲモ披覽檢閲スルヲ得ヘキモノナリ但其處分ノ擅横ニ涉ルコトナキニ注意セサルヘカヲヌ且事急速ヲ要セサルモノハ其上長官例ヘハ町村長ノ犯罪ニ

付テハ郡長郡區長ノ犯罪ニ通告シ許諾ヲ得タル上ニテ右ノ處分ニ着手スヘキナリ

〔參照〕 舊治罪法

第五節 檢證及ヒ物件差押

第五百五十八條 豫審判事ハ事實發見ノ爲メ必要ナリトスル

時ハ重罪輕罪ノ犯所ニ臨ミ檢證ヲ爲ス可シ

又檢事ノ請求アリタル時ハ如何ナル場合ト雖モ臨檢ス可シ

第百三條

第百三條 豫審判事ハ犯罪ノ性質、方法、日時、場所及ヒ被告ノ人違ナキコトヲ證明ス可キ模樣ニ付キ調書ヲ作ル可シ

又被告人ノ利益ト爲ル可キ模樣ヲモ記載ス可シ

豫審判事ハ公平正直ニ其徵憑ヲ採取セサルヘカラス故ニ







管守人ニ立會セシムルモ差支ナキモノトス

〔參照〕 舊治罪法

第六十二條 豫審判事ハ被告人ノ住所又ハ事實ヲ證明ス可キ物件ヲ藏匿スルノ疑アル者ノ住所ニ臨檢スルヲ得被告人又ハ物件ヲ藏匿スル者其住所ニ在ラサル時ハ同居ノ親屬若シ其在ラサル時ハ戸長ノ立會アルヲ要ス

第三十三條第三項ノ規則ハ本條ニモ亦之ヲ適用ス

第五條 豫審判事ハ被告人又ハ事實ヲ證明ス可キ物件ヲ藏匿スル疑アル者ノ身體及ヒ之ニ屬スル物件ニ就キ搜索ヲ爲スコトヲ得

〔疑義〕 搜索ノ目的ハ如何

〔說明〕 搜搜ハ身躰搜索ノ場合ト家宅搜索ノ場合トヲ問ハス二者何レモ吾人ノ最モ貴重ナル權利ヲ毀傷スルモノナレハ豫審

第五條

搜索ノ目的ハ如何ナルカ

ノ處分中最重大ノモノナリ斯ク重大ノモノナルニモ係ハラス之レカ搜索ヲ爲シ得ヘキモノトシタルノ必要ハ被告人又ハ物件ヲ發見スル爲メ欠クヘカラサルノ要アレハ也則チ其被告人又ハ物件ヲ藏匿スルノ嫌疑アル者アルニモ係ハラス之ヲ搜索スルヲ得サルトセハ遂ニ其被告人又ハ物件ヲ發見スルノ途ヲ壅塞スルニ至レハナリ之レ本條以下ニ於テ身躰及ヒ家宅搜索ノ制ヲ設ケ以テ其被告人ヲ免脱セシメヌ又書類物件ヲ差押フルコトヲ計リタルモノナリ

〔注意〕 本條ハ舊治罪法中ニ於テ規定セサル所ニシテ本法ニ於テ本條ヲ設ケタルハ是レマテ往々如斯場合ノ搜索處分ニ困難ヲ來シタルヲ以テ此困難ナカラシメンカ爲メ本條ヲ以テ當然搜索ヲ爲シ得ヘキコト規定シタルナリ

第六條 豫審判事ハ臨檢搜索ニ因リ發見シタル物件

第六條



其事實ヲ証明スルニ足ル可シト思料シタルトキハ之ヲ差押ヘテ認印ヲ爲シ目錄ヲ作ル可シ但其物件ヲ監護シ又ハ遞送スルハ裁判所書記之ヲ擔任ス可シ

物件ノ差押トハ如何ナル事柄ナル乎

〔疑義〕 物件差押トハ如何ナル事柄ナル乎

〔説明〕 刑事ハ民事ト異ナリテ對手人ニ於テ豫メ證據ト爲ルキ書類物件ヲ所有スルモノニアラサルカ故ニ豫審判事犯所臨檢若クハ家宅搜索ヲ爲シ事實發見ノ爲メ必要ナル物件ヲ發見シタル片之ヲ差押ヘ以テ心證ヲ惹クノ材料ニ供スヘキ事柄ヲ謂フナリ

〔疑義〕 公債證書貨幣等ヲ證據物件トシテ押取シタル時モ民事ト均シク豫審判事等ノ檢印ス可キモノニアラサル乎

〔説明〕 本條ニ所謂檢印ヲ爲シトアルハ必スシモ物件ニ直接ニ認印ス可キモノニ限ラス公債證書貨幣等物件ノ書類ニ依テハ

公債證書貨幣等ヲ證據物件トシテ押取シタル時モ民事ト均シク豫審判事等ノ檢印ス可キモノニアラサル乎

或ハ封緘シ或ハ箱等ニ入レテ封印スルモ妨ケナキヲ以テ本條ノ場合ニ於テ必要ト思料シタル時ハ之ヲ差押ヘテ認印スヘキナリ

〔參照〕 舊治罪法

第六十條 豫審判事ハ臨檢ノ場所ニ於テ發見シタル物件其出所及ヒ摸樣ニ因リ被告人ノ人違ナキ又ハ犯罪ノ摸樣ヲ知ルニ足ル可シト思料シタル時ハ之ヲ差押ヘテ認印ヲ爲シ目錄ヲ作ル可シ但其物件ヲ監護シ又ハ遞送スルハ書記之ヲ擔任ス可シ

第六十四條 家宅搜索ノ場合ニ於テ豫審判事ハ第六十條ノ規則ニ從ヒ物件ヲ差押フ可シ  
物件ヲ差押ヘタル時ハ其目錄ノ騰本ヲ立會人ニ渡ス可シ

〔注意〕 本法ニ於テハ舊治罪法第六十條第六十四條ヲ一括



シテ本條ニ規定セリ

第七條

豫審判事ハ臨檢、搜索、物件差押ニ付キ其日ニ處分ヲ終ラサルトキハ場所ノ周圍ヲ閉鎖シ又ハ看守者ヲ置クコトヲ得

〔疑義〕 本條ノ看守者ハ如何ナル人ヲ以テス可キヤ

〔說明〕 看守者ハ成可巡查憲兵卒等ヲ以テス可キモ若シ巡查憲兵卒ノ差支アル時ハ豫審判事ノ相當ト思料スル者ヲシテ看守セシム可シ

看守者ハ如何ナル人ヲ以テスベキ乎

〔參照〕 舊治罪法

第六十一條 豫審判事ハ臨檢家宅搜索物件差押ニ付キ其日ニ處分ヲ終ラサル時ハ場所ノ周圍ヲ閉鎖シ又ハ看守者ヲ置クコトヲ得

第八條

被告入ハ臨檢、搜索、物件差押ノ處分ニ立會ヒ

又ハ代人ヲシテ立會ハシムルコトヲ得

若シ被告人拘留ヲ受ケタルトキハ自ラ立會フコトヲ得ス但豫審判事本人ノ立會ヲ必要ナリトスルトキハ此限ニ在ラス

〔疑義〕 豫審判事ニ於テ臨檢家宅搜索等ノ處分ヲ爲スニ當リ檢事ノ立會ヲ必用ト思料スル時ハ現場ニ同行シ臨時現場ニ於テ請求スルコト又ハ意見ノ陳述ヲ求ムルヲ得ヘキヤ

〔說明〕 本疑義ノ場合ハ敢テ其同行ヲ求メ又其意見ノ陳述等ヲ求ムルモ支障ナキモノトス

〔注意〕 舊治罪法ニ於テハ其第六十三條ニ於テ民事原告人及ヒ其代人ハ被告人ノ家宅搜索ノ處分ニ立會フコトヲ得ルノ規定アリタルモ本條ハ此規定ヲ削除セシテ以テ本法ニ在テハ民事原告人及ヒ其代人ハ此家宅搜索ノ處分ニ立會フコトヲ得サ

豫審判事臨檢家宅搜索等ヲ爲スニ檢事ノ立會ヲ必要トスルハ現場ニ同行シ臨時現場ニ於テ請求スルコト又ハ意見ノ陳述ヲ求ムルヲ得ルカ



ルナリ

〔參照〕 舊治罪法

第六十三條 被告人ハ臨檢家宅搜索ノ處分ニ立會ヒ又ハ代人ヲシテ立會ハシムルヲ得  
若シ被告人勾留ヲ受ケタル時ハ自ラ立會フコトヲ得ス但豫審判事本人ノ立會ヲ必要ナリトスル時ハ此限ニ在ラス民事原告人及ヒ其代人ハ前ニ記載シタル處分ニ立會フヲ得但豫審判事ハ其立會ノ爲メ豫審ヲ遲延ス可カラズ

第九條

第九條 豫審判事ハ被告人物件差押ノ處分ニ立會ヒタルト否トヲ問ハス其物件ヲ被告人ニ示シ辨解ヲ爲

サシム可シ

其訊問及ヒ供述ハ之ヲ調書ニ記載ス可シ

差押ニ係リタル物件ハ何等ノ爲メニ所持セシカ被告人ノ

辯護權ヲ重スルノ趣旨ヨリ一々其辯解ヲ聞クヲ要スルハ素ヨリ當然ノコトナリト雖モ若シ本條ノ規定ナキトキハ或ハ被告人ノ辯解ヲ聞カスシテ其處分ヲ終ランコトアルヲ恐レ特ニ本條ヲ設ケタルモノナリ

〔參照〕 舊治罪法

第六十五條 豫審判事ハ被告人物件差押ノ處分ニ立會ヒタルト否トヲ問ハス其物件ヲ被告人ニ示シ辨解ヲ爲サシム可シ

其訊問及ヒ陳述ハ之ヲ調書ニ記載ス可シ

第十條

第十條 豫審判事ハ臨檢搜索ノ場所ニ於テ証人ノ供述ヲ聽クコトヲ必要ナリトスルトキハ第十五條以下ノ規定ニ從ヒ之ヲ訊問ス可シ

第十五條以下ハ證人訊問ノコトヲ規定シタルモノナリ



豫審判事臨檢ノ場所ニ於テ臨時證人ノ陳述ヲ聽クコトヲ要スルハ本條ニヨリ第百十五條以下ノ規定ニ從ハサルヲ得ス然ルニ臨檢ノ際ハ執達吏ヲ引連レサレハ證人ノ喚出狀ヲ發スルコトヲ得ス又證人故ナク喚出ニ應セス及ヒ宣誓ヲ肯セサル等ノハモ即時ニ檢事ノ意見ヲ聽ク能ハサレバ罰金ノ言渡ヲ爲スコトヲ得ス右等ノ場合ニハ執達吏ヲ用ヒサルモ喚出狀送達ノ効アリヤ又呼出ニ應セサルトキハ檢事ノ意見ヲ聞カス罰金ヲ言渡シ又ハ直チニ拘引狀ヲ發シ得ベキヤ

〔疑義〕豫審判事臨檢ノ場所ニ於テ臨時證人ノ陳述ヲ聽クコトヲ要スルハ本條ニヨリ第百十五條以下ノ規定ニ從ハサルヲ得ス然ルニ臨檢ノ際ハ執達吏ヲ引連レサレハ證人ノ喚出狀ヲ發スルコトヲ得ス又證人故ナク喚出ニ應セス及ヒ宣誓ヲ肯セサル等ノハモ即時ニ檢事ノ意見ヲ聽ク能ハサレバ罰金ノ言渡ヲ爲スコトヲ得ス右等ノ場合ニハ執達吏ヲ用ヒサルモ喚出狀送達ノ効アリヤ又呼出ニ應セサルトキハ檢事ノ意見ヲ聞カス罰金ヲ言渡シ又ハ直チニ拘引狀ヲ發シ得ベキヤ  
〔說明〕本條ノ場合ニ於テ臨時證人ノ供述ヲ聽クコトヲ要スルハ即時通知書ヲ以テ便宜之ヲ呼出ス可シ但通知書ヲ受ケタル證人出頭セス又ハ宣誓セサルモ更ニ正當ノ呼出狀ヲ發シタル後ニアラサレハ勾引狀ヲ發シ又ハ罰金ノ言渡等ヲ爲スヲ得サルナリ

〔參照〕舊治罪法

第百六十六條 豫審判事ハ臨檢ノ場所ニ於テ證人ノ陳述ヲ聽クコトヲ必要ナリトスル時ハ書記ノ立會ニ依リ各別ニ之ヲ訊問ス可シ

第百七十條以下ノ規則ハ本條ニモ亦之ヲ適用ス

第百一十一條 豫審判事ハ前數條ニ記載シタル處分中何

人ニ限ラス允許ヲ得スシテ其場所ニ出入スルコトヲ禁スルヲ得

若シ其禁ヲ犯ス者アルトキハ之ヲ逐斥シ又ハ處分ヲ終ルマテ之ヲ留置スルコトヲ得

〔疑義〕臨檢搜索ノ處分中何人ニ限ラス其場所ニ出入スルコトヲ禁スルモノハ如何ナル必要ニ因ル乎  
〔說明〕檢證搜索ノ處分中何人ト雖トモ豫審判事ノ允許ヲ得ス

臨檢搜索ノ場所ニ於テ臨時證人ノ陳述ヲ聽クコトヲ要スルハ本條ニヨリ第百十五條以下ノ規定ニ從ハサルヲ得

第百一十一條



シテ其場所ニ出入スルコトヲ禁スルモノハコレ事實發見上實ニ必需ノ處分ナレハナリ故ニ若シ其出入ヲ自由ナラシメシ乎證人タル可キノ義務ヲ免カレント欲スルモノハ散逸シテ再ヒ之ヲ知ルコトヲ得サル可ク又其被告人ノ爲メニ證據ヲ湮滅セント欲スルモノハ家宅内ニ進入シテ其物件ヲ持去ルノ憂ナシトセサレハナリ且豫審ノ秘密ヲ保タンカ爲メニハ本項ノ處分ヲ以テ其傍觀者ヲ杜絶スルノ必要アレハナリ

〔參照〕 舊治罪法

第六十七條 豫審判事ハ前數條ニ記載シタル處分中何人ニ限ラス允許ヲ得スシテ其場所ニ出入スルコトヲ禁スルコトヲ得

若シ其禁ヲ犯ス者アル時ハ之ヲ逐斥シ又ハ處分ヲ終ルマテ之ヲ留置スルコトヲ得

第一百十二條

第一百十二條 豫審判事ハ其管轄地内ト雖モ時宜ニ因リ臨檢搜索物件差押ノ事ヲ區裁判所判事ニ囑託スルコトヲ得

本條ノ場合ハ時宜ニヨリ司法警察官ニ囑託シ得ルカ

〔疑義〕 刑事訴訟法第一百十二條ノ場合ハ時宜ニ依リ司法警察官ニモ囑託シ得可キヤ

說明) 刑事訴訟法第一百十二條ニ於テ臨檢搜查物件差押等ノ事ヲナスハ元ト裁判官固有ノ職務ニ關スルモノナルヲ以テ時宜ニ依リ豫審判事カ之ヲ囑託スル場合ニ於テモ亦裁判官ニアラサレハ之ヲ囑託スルコト能ハス依テ司法警察官ニ其囑託ヲナスハ法律上爲シ得サルモノトス

〔參照〕 舊治罪法

第六十八條 豫審判事ハ其管轄地内ト雖モ時宜ニ因リ臨檢家宅搜索ノ事ヲ其地ノ治安判事ニ囑託スルコトヲ得



第百十三條 豫審判事ハ事實發見ノ爲メ必要ナリトス  
 ルトキハ驛遞電信鐵道ノ官署諸會社ニ其事由ヲ通知  
 シ被告人又ハ豫審事件ニ關係アル者ヨリ發シ若クハ  
 是等ノ者ニ對シ發シタル書類電報又ハ物件ヲ受取開  
 披スルコトヲ得但受取証書ヲ渡ス可シ

本條ヲ設ケタル理由ハ如何

(疑義) 本條ヲ設ケタルハ如何ナル理由ニ出タルモノナリヤ  
 (説明) 驛遞電信鐵道ノ官署諸會社ニ於テ委託ヲ受ケタル書類  
 ヲ差押ヘ之ヲ開披スルハ其通信ニ害ヲ加フルカ故ニ最も重要  
 ニシテ且ツ危險ナリ法ニ之ヲ差押フルヲ得ルノ明文徴セハ或  
 ハ此ノ如キ書類ハ之ヲ差押フヘカラスト曰フモノアラン夫レ  
 如斯ナルヲ以テ本條ニ於テハ其事實發見ノ爲メ必要ナルトキ  
 ハ之ヲ受取リ開披スルヲ得ヘシト規定シタルモノナリ  
 (參照) 舊治罪法

第百六十九條 豫審判事ハ事實發見ノ爲メ必要ナリトスル  
 時ハ驛遞電信鐵道ノ官署諸會社ニ其事由ヲ通知シ被告人  
 又ハ豫審ニ關係アル者ヨリ發シ若クハ是等ノ者ニ對シ發  
 シタル書類電報又ハ物件ヲ受取開披スルヲ得但受取證  
 書ヲ渡ス可シ  
 前項ノ書類物件不用ニ屬シタル時ハ其官署又ハ會社ニ還  
 付ス可シ  
 (注意) 本法ニ於テ舊治罪法第百六十九條第二項ヲ削除シタル  
 ハ該項ノ如キハ敢テ明文ヲ要スルマテモナク其書類物件ノ不  
 用ニ屬シタルハ當然其官署又ハ會社ニ還付スヘキナレハ  
 ナリ  
 第百十四條 證言ヲ拒ムコトヲ得ル者ノ所持スル物件  
 ニシテ其秘密スヘキ義務アル事情ニ關スルモノハ其



受託事件ヲ黙秘スル者ノ所持スル物件ナルハ其承諾アルニテ差押ヘ及ビ開披スルカ

承諾アルニ非サレハ之ヲ差押及ヒ開披スルコトヲ得ス  
(疑義) 受託事件ヲ黙秘スヘキ義務アル者ノ所持スル物件ナルトキハ如何ナル理由ニ因リ其承諾アルニ非サレハ之ヲ差押ヘ又ハ開披スルコトヲ得サル乎

(説明) 醫師藥商穩婆又ハ代言人辯護士公證人若クハ神官僧侶等カ其身分又ハ職業ニ因リ秘密ノ委託ヲ受ケタル事項ヲ記載シタル書類ナルコトヲ申立タルトキハ豫審判事ト雖モ強テ之ヲ差押ヘ又ハ開披スルコトヲ得サルモノハ此等ノ者ハ證人トシテスラ其供述ヲ爲スノ義務ヲ免セラレタルモノナレハ其口頭ニテ述供スルト筆記ニテ展示スルトキト元來差異アルコトナシ且若シ法律ニ於テ其一ヲ免スルノ理由アリトスルトキハ同時ニ他ノ一ヲ免スルノ理由モ亦之アリト謂ハサル可カラス之レ本條ノ設ケアル所以ナリ

(注意) 本條ハ舊治罪法ノ規定セサル所ニシテ本條ハ新タニ設ケタルノ條項ナリトス

第六節 證人訊問

第百十五條 證人ノ呼出狀ニハ其氏名、住所及ヒ職業ヲ

記載ス可シ

又出頭ノ日時、場所及ヒ呼出ニ應セサルトキハ罰金ヲ言渡シ且拘引スルコトアル可キ旨ヲ記載ス可シ  
呼出狀ノ送達ト出頭トノ間少クトモ二十四時ノ猶豫アル可シ

(疑義) 證人トハ如何ナルモノナリヤ

(説明) 證人トハ事前、事中、事後ノ模様ヲ見聞シ若シクハ被告人平素ノ性質品行ヲ知ルモノナリ故ニ犯所ノ模様ニ因テ當時ノ景況ヲ考ヘ證憑物件ニ因テ事實ヲ推知スルト異ナリテ其證ヤ

證人トハ如何

第百十五條



証人ノ呼出狀ニ或事ヲ記載セザルハカフサルコト爲セザルハ何ゾヤ

灼然タリ裁判官ヲシテ耳聞ク能ハサル所ヲ聞カシメ目視ル能ハサル所ヲ視セシムルモノハ即チ證人ニ外ナラサルナリ  
(疑義) 本條證人ノ呼出狀ニハ其氏名住所及ヒ職業ヲ記載ス可シ又出頭ノ日時場所及ヒ呼出ニ應セサルトキハ罰金ヲ言渡シ且勾引スルコトアル可キ旨ヲ記載ス可シトシタルモノハ如何ナル理由ニ基キタル乎

(說明) 呼出狀ニ證人ノ氏名住所及ヒ職業ヲ記載スルモノハ以テ其人違ナキヲ保スルカ爲メナリ又出頭ノ日時場所及ヒ呼出ニ應セサル片ハ罰金ヲ言渡シ且勾引スルコトアルヘキ旨ヲ記載シ豫メ其制裁ヲ告知スルモノハ是レ證人ヲシテ出頭ヲ忽諸ニセサラシメ且知テ而シテ犯スモノヲ罰スルノ正則ニ復センカ爲メナリ

呼出シニ應セザル證人ニ制

(疑義) 證人呼出ニ付キ斯ク本條ノ制裁ト強制方法ヲ規定シタ

裁判料シ又強制シテ呼出スルコト爲セルハ如何ナル理由アリテノコトカ

呼出狀ノ送達ト出頭トノ間ニ或時間ヲ存セシムルハ何カ

ルハ如何ナル理由ニ因ル乎  
(說明) 證人呼出ニ付斯ク本條ノ制裁ト強制方法トヲ規定シタルモノハ凡ソ法律ニ於テ罪ヲ犯シタル者ヲ罰スルノ必要アリトシ其證據ヲ蒐集スル以上ハ其證據トナルヘキモノヲ見聞シタルモノハ則チ國民ノ義務トシテ其見聞シタルコトヲ供述セザルヘカラス然ルニ其義務ヲ果サ、ルトキハ是レ國民タルノ義務ヲ盡サ、ルモノナルヲ以テナリ是レ本條第二項ノ規定アル所以ニシテ此規定タル甚タ適當ノコトナリトス  
(疑義) 本條第三項呼出狀ノ送達ト出頭トノ間少クトモ二十四時ノ猶豫ヲ與ヘタルハ如何ナル理由ニ因ル乎  
(說明) 本條第二項ニ於テ證人呼出狀ノ送達ト出頭トノ間ハ少クモ二十四時ノ猶豫ヲ與ヘタルモノハ抑モ證人ハ裁判所ノ耳目ニシテ其見聞セシ所ヲ有ノ儘ニ陳述シ毫モ自己ノ陳述毫モ



刑事呼出ハ書  
記ガ直ニ郵  
便ニ付シテ送  
達スルヲ得ル  
カ

自己ノ意見ヲ交ニヘカラサルカ故ニ之ニ猶豫ヲ與フルトキハ  
或ハ自己ノ臆測ヲ構ヘ或ハ他ノ依頼ヲ受ケ其實ヲ蔽フノ憂ナ  
キニアラス故ニ法律ニ於テハ證人ニ猶豫ヲ與フルヲ欲セスト  
雖凡亦即時ニ之ヲ呼出ス片ハ勿卒其家事ヲ抛チ多少損害ヲ加  
フルニ至ルヲ以テ已ムヲ得ス此猶豫期間ヲ與ヘタルモノナリ  
(疑義) 刑事ニ關スル證人呼出ハ執達吏ニ依ラス書記ヨリ直チ  
ニ郵便ニ付スルコトヲ得ヘキヤ  
(説明) 書類送達ノコトハ本法第十九條ニ書類ノ送達ハ別ニ規  
定アレサルトキハ民事訴訟法ノ規定ヲ準用スト有リ去レハ刑  
事訴訟法中呼出狀ニ關シテ特別ノ規定ナキヲ以テ呼出狀ノ送  
達ニ付テハ民事訴訟法ニ據ラサルヘカラス然ルニ民事訴訟法  
ノ規定ニ依レハ郵便ニ付シテ書類ノ送達ヲ爲スヲ得ルノ場合  
ハ原被告ニ於テ住所ヲ撰定シ届出ヲ爲サ、ルトキニ於テ郵便

ニ付シ書類送達ヲ爲スコトヲ得ル旨規定アルモ證人ノ呼出ニ  
付テハ別ニ之ヲ許スノ規定アラサルニ依リ證人呼出狀ヲ郵便  
ニ付シ送達スルコトヲ得サルモノトス

〔參照〕 舊治罪法

第六節 證人訊問

第七十三條 呼出狀ニハ證人ノ氏名住所及ヒ職業ヲ記載  
ス可シ

又出頭ノ日時場所及ヒ呼出ニ應セサル時ハ罰金ヲ言渡シ  
且勾引スルヲアル可キ旨ヲ記載ス可シ  
呼出狀ノ送達ト出廷トノ間少クトモ二十四時ノ猶豫アル  
可シ

第七十條 豫審判事ハ檢事民事原告人又ハ被告人ヨリ證  
人トシテ指名シタル者ヲ呼出ス可シ



原告證人被告證人ノ員數夥多ナル時ハ指名ノ順序ニ從ヒ  
 又ハ最モ事實ヲ知ル可シト思料シタル者輕罪事件ニ付テ  
 ハ各五名重罪事件ニ付テハ各十名ヲ限リ先ツ五名ヲ喚出  
 ス可シ但事實發見ノ爲メ必要ナリトスル時ハ此限ニ在ラ  
 ス又原被ノ指名セサル者ト雖モ豫審判事ノ職權ヲ以テ證  
 人トノ之ヲ喚出スルヲ得(本法ニ於テ舊治罪法第七十  
 條ヲ削除シタルハ舊治罪法ノ如ク原被ノ指名シタル者ヲ  
 悉ク呼出スカ如キハ審理ノ妨碍ト爲ルコト尠カラサルヲ  
 以テナリ)

第一百七十一條 證人ハ豫審判事ノ名ヲ以テ之ヲ呼出ス可シ  
 但其呼出狀ハ第二十三條ノ規則ニ從ヒ之ヲ送達ス可シ  
 若シ證人管轄地外ニ在ル時ハ其所在ノ地ノ輕罪裁判所書  
 記ニ送達ノ事ヲ囑託ス可シ(本法ニ於テ舊治罪法第七十

一條ヲ削除シタルハ是等ノ如キハ敢テ明文ヲ要スルマテ  
 モナキ事柄ニシテ同條ノ不用ナルニ因ルナリ)

第一百十六條

第一百十六條 證人疾病其他正當ノ事故ニ因リ呼出ニ應  
 スル能ハサルコトヲ疏明シタルトキハ豫審判事其所  
 在ニ就テ之ヲ訊問ス可シ

證人ト被告トノ  
 同ノ法則ノ異  
 ナルモノアラ  
 ザルカ

(疑義) 本法ニ於テハ證人ニ對スルモ被告人ニ對スルモ同シク  
 訊問ノ語ヲ用ヒタルカ故ニ訊問スルノ法則彼是同一ナリヤ  
 (說明) 本法ニ於テハ證人ニ對スルモ被告人ニ對スルモ同シク  
 訊問ノ語ヲ用ヒタルカ故ニ之ヲ訊問スルノ法則彼此同一ナル  
 カ如シト雖モ其實決シテ然ラス被告人ニ對シテハ糾治スルヲ  
 得ルモ証人ニ對シテハ只其供述ヲ聽クニ止マリ之ヲ糾治スル  
 ヲ得サルモノナリ然レモ其供述ノ簡要ヲ得セシメンカ爲メ其  
 方向ヲ指示スルハ敢テ妨ケアラサルナリ



徵兵検査ノ爲  
メニ出頭セザ  
ルハカラサル  
モノ證人ト爲  
ル時ハ其検査  
ノ済メル後ニ  
出頭スルモ可  
ナルベキカ

(疑義) 徵兵相當ノ者ニシテ検査ニ際シ地方裁判所ヨリ証人又ハ鑑定人トシテ呼出テ受ケタルモ徵兵検査ハ豫メ場所ヲ定メ日時ヲ刻シ之ヲ爲スノ成規ノモノナレハ一日モ其日割テ變換スヘカラサルモノナリ然ルニ検査ニ際シテハ証人又ハ鑑定人タルモノハ其検査ニ出頭セサルヲ得サルモノナルヲ以テ是等ノ場合ニハ其徵兵検査済ノ後呼出ニ應スルヲ得ヘキモノナル乎

(説明) 假令徵兵検査ニ該ルモ無届ニテ裁判所ノ呼出ニ應セサルヲ得ヘキモノニアラス本疑義ノ如キハ本條正當ノ事故中ニ屬スルモノナルヲ以テ豫メ其旨届出タル上ナラハ其呼出ニ應セサルヲ得ヘキモノトス

(參照) 舊治罪法

第四百七十四條 證人疾病公務其他正當ノ事故ニ因リ呼出ニ

應スル能ハサルコトヲ證明シタル時ハ豫審判事其所在ニ就テ之ヲ訊問ス可シ

第四百七十七條

證人ト爲ル可キ者豫備後備ノ軍籍ニ在ラサル軍人軍屬ナルトキハ其所屬ノ長官又ハ隊長ヲ經由シテ呼出狀ヲ送達ス其長官又ハ隊長ハ即時ニ出頭セシムル可キコトヲ認可シ又ハ職務上已ムコトヲ得サル差支アルトキハ其事由ヲ付シテ出頭ノ延期ヲ豫審判事ニ請求ス可シ

軍人軍屬ノ呼出ニ付キ其所屬ノ長官又ハ隊長ヲ經由セサルヘカラサルノ必要ハ令狀執行ノ第八十一條ニ掲記セシ第一説明ノ理由ニ同シ同條ニ就テ見ル可シ

(參照) 舊治罪法

第四百七十五條 証人ト爲ル可キ者陸海軍在營ノ軍人軍屬ナ



ル時ハ其所屬長官ヲ經由シテ呼出狀ヲ送達ス其長官ハ即時ニ出廷セシム可キヲ認可シ又ハ職務上已ムコトヲ得サル差支アル時ハ其事由ヲ付シテ出廷ノ延期ヲ豫審判事ニ請求ス可シ

第一百十八條

豫審判事ハ前二條ニ定メタル差支ノ場合ヲ除ク外、證人呼出ニ應セサルトキハ檢事ノ意見ヲ聽キ其不參ニ因リ生シタル費用ノ賠償及ヒ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ言渡ス可シ但其決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得此抗告ハ執行ヲ停止スル効力ヲ有ス

豫審判事ハ其證人ニ對シ罰金ノ言渡書ト共ニ再度ノ呼出狀ヲ送達シ又ハ直ニ勾引狀ヲ發スルコトヲ得若シ證人再度ノ呼出ニ應セサルトキハ費用賠償ノ外

二倍ノ罰金ヲ言渡ス可シ又拘引狀ヲ發スルコトヲ得豫備、後備ノ軍籍ニアラサル軍人、軍屬ニ對スル罰金ノ言渡及ヒ執行ハ軍事裁判所又ハ所屬長官又ハ隊長ニ囑託シテ之ヲ爲ス可シ其拘引ニ付テモ亦同シ

豫審判事罰金  
ヲ言渡サシムルハ如何ナル理由ニ  
事ハ何ゾ又檢  
事ノ請求アル  
ヲ候メサルハ  
如何

〔疑義〕 豫審判事ヲシテ罰金ヲ言渡サシムルハ如何ナル理由ニ因ル乎此言渡ヲ爲スニ檢事ノ請求ヲ要セサルモノハ何ゾヤ  
〔説明〕 豫審判事ヲシテ罰金ヲ言渡サシムルモノハ是レ豫審判事ニ事實發見ノ爲メ必要ナル處分ヲ爲スノ權ヲ與ヘタルヤ必スシモ之ニ其處分ヲ容易ナラシムルノ權ヲ與ヘサルヘカラザルト證人再度ノ呼出ニ應セサル片ハ之ニ二陪ノ罰金ヲ言渡スヘキカ故ニ速カニ言渡ヲナシ其言渡書ヲ證人ニ送達セサルヘカラザルトニ由ルモノナリ又此言渡ヲ爲スニ付檢事ノ請求ヲ要セサルモノハ是レ即チ一ノ現行犯罪タルカ故ナリ



呼出ニ應セザル證人ニ勾引状ヲ發スル理由ハ如何

(疑義) 證人ハ強ヒテ呼出ニ應セシメンカ爲ノ拘引状ヲ發スルコトヲ得ヘキモトノシタルルハ如何ナル理由ニ因ル乎

(説明) 證人ハ其見聞シタル實況ヲ有リノ儘ニ供述スルモノナリ故ニ其レヲ強テ出廷セシメ強テ之レカ供述ヲ爲サシムルモノハ證人ハ彼ノ鑑定人ニ於ケルカ如ク他人ヲ以テ此者ニ代ラシムルコトヲ得サルカ故ナリ則チ他人ハ此者ト同一ノ見聞ヲ爲サ、ルモノナレハナリ是レ本條ニ於テ強テ證人ヲ出廷セシメ供述ヲ命スル所以ナリ

勾引セル證人ハ日暮ニ際セテハ其ノ資力アリシモハ旅店ニ就カシメモ之ノ最寄警察署ニ留置シテ如何

(疑義) 本條ニ依リ呼出ニ應セザル證人ヲ拘引スルニ途中日暮ニ及ヒ又ハ裁判所閉廳後ニ係ル時證人資力アリ且ツ逃走ノ恐れナキ者ハ旅店ニ就カシメ資力ナク又逃走ノ恐れアル者ハ最寄警察署ニ留置シ翌日ヲ待テ送致セシメ得ヘキヤ

(説明) 證人ハ拘引ヲ受ケタル片ト雖モ罪ヲ犯シタルモノニ非

ラサルヲ以テ可成的其取扱ヲ緩ニセサルヘカラスト雖モ前下段ノ如キ資力ナク又逃走ノ恐れアル者ハ最寄警察署ニ留置スルヲ得ヘキモノトス

(參照) 舊治罪法

第一百七十六條 豫審判事ハ前二條ニ定メタル差支ノ場合ヲ

除クノ外證人呼出ニ應セサル時ハ檢事ノ意見ヲ聽キ二圓以上十圓以下ノ罰金ヲ言渡ス可シ但其言渡ニ對シテハ故障及ヒ控訴ヲ許サス

豫審判事ハ其證人ニ對シ罰金ノ言渡書ト共ニ再度ノ呼出状ヲ送達シ又ハ直チニ勾引状ヲ發スルヲ得但其費用ハ證人ヲシテ之ヲ擔當セシム

若シ證人再度ノ呼出ニ應セサル時ハ二倍ノ罰金ヲ言渡シ且拘引状ヲ發スルヲアル可シ



(注意) 本法ニ於テハ本條及ヒ第百廿六條第百三十八條ニ於テ  
 證人鑑定人等ニ科シタル罰金ノ言渡ニ付テハ舊治罪法ノ故障  
 及ヒ扣訴ヲ爲スノ規定ヲ廢シ抗告ヲ爲スコトヲ許セリ  
 本條ニ於テハ豫備後備ノ軍籍ニアラサル軍人軍屬ニ對スル罰  
 金ノ言渡及ヒ執行并ニ拘引狀ノ執行ハ軍事裁判所又ハ所屬ノ  
 長官又ハ隊長ニ屬託シテ之ヲ爲スコトヲ得ヘキ規定ヲ設ケタ  
 リ是レ舊治罪法ニ規定セサル所ナリ

第百十九條

第百十九條 豫審判事ハ證人罰金言渡書ノ送達アリタ  
 ルヨリ三日内ニ其出頭セサリシコトヲ正當ノ理由ヲ  
 以テ辯解シタルトキハ檢事ノ意見ヲ聽キ其罰金及ヒ  
 賠償ノ決定ヲ取消ス可シ

本條ヲ設ケタルハ則チ其正當ノ事由アリテ出頭セサリシ  
 者ニ尙ホ罰金及ヒ賠償ノ言渡ヲ爲スハ甚タ酷ニ失スルチ  
 以テナリ去リトテ其事由ヲ証明スルチ無期限ト爲スハ是  
 レマタ寛ニ失スル嫌アルチ以テ其言渡書ノ送達アリタル  
 ヲリ三日内ニ其正當ノ事由ヲ証明セサレハ其言渡ハ確定  
 動カス可カラサルモノト爲ルナリ

(參照) 舊治罪法

第百七十五條 豫審判事ハ證人初度又ハ再度ノ呼出狀ヲ受  
 ケサルコト其呼出狀第百七十三條ノ規則ニ背キタルコト又ハ  
 豫知シ難キ正當ノ事故アリテ出廷スル能ハサリシコトヲ證  
 明シタル時ハ檢事ノ意見ヲ聽キ其罰金ノ言渡ヲ取消ス可  
 シ

第百二十條

第百二十條 證人呼出狀ニ因リ出頭シタルトキハ其呼  
 出狀ヲ差出ス可シ若シ之ヲ遺失シタルトキハ其人違  
 ナキコトヲ疏明ス可シ



本條ハ證人呼出狀ニ因リ出頭シタルトキノ手續ヲ規定シタルモノリ本條ノ疏明トハ證明ト同意義ナリ而シテ本條ニハ別ニ疑義ノ生スヘキモノアラサルナリ

〔參照〕 舊治罪法

第七十八條 證人呼出狀ニ因リ出廷シタル時ハ其呼出狀ヲ書記ニ差出ス可シ若シ之ヲ遺失シタル時ハ其人違ナキトテ證明ス可シ

第二百一十一條

豫審判事ハ證人トシテ呼出シタル者ニ對シ其氏名、年齢、職業、住所及ヒ第二百二十三條ニ記載シタル者ナリヤ否ヤヲ問フ可シ

本條ハ豫審判事カ出頭シタル證人訊問ノ順序ヲ規定シタルモノナリ而シテ其第二百二十三條ハ證人ト爲ルコトヲ許サル者ヲ規定シタル條項ナリ豫審判事ニ於テ第二百二十四

條ニ記載シタルモノナリヤ否ヤヲ問ハサルモノハ是レ此條ニ記載シタル項ハ豫審判事ト雖モ問フニ忍ビサルモノアルヲ以テナリ但シ十六歳未滿ノ幼者ナリヤ否ヤハ本條ノ訊問中年齡ヲ問フヲ以テ直チニ知リ得ヘキモノナルモ其他ハ概シテ訊問セサレハ知リ得ルモノニアラサルナリ

〔參照〕 舊治罪法

第七十九條 豫審判事ハ證人トシテ呼出シタル者ニ對シ其氏名、年齢、職業、住所及ヒ第八十一條ニ記載シタル者ナリヤ否ヤヲ問フ可シ

第二百二十二條

豫審判事ハ証人ヲシテ良心ニ從ヒ其實ヲ述ヘ何事ヲモ黙秘セス又何等ヲモ附加セサル旨ヲ宣誓セシム可シ

裁判所書記ハ證人ニ宣誓書ヲ讀聞カセ之ニ署名捺印



セシム若シ署名捺印スルコト能ハサルトキハ其旨ヲ

附記ス可シ

宣誓ヲ爲サシムルノ必要如何

(疑義) 本條宣誓ハ如何ナル必要ニ基キタル乎  
(説明) 抑モ人ノ本性トシテ善惡邪正ヲ識別スルノ良腦ヲ有セサルハナシ故ニ其良心ト名譽トニ誓ハシムルハ自ラ正肅警戒ノ念ヲ惹起シ以テ不實ノ供述ヲ爲サ、ルニ至ル之レ宣誓ノ裁判上ニ必要ナル所以ナリ

豫審判事ノ訊問ヲ爲スルニ事ヲ定メテ答ヲ得ルコト能ハサルコトトシテハ何ゾヤ

(疑義) 或ハ曰ク豫審判事時ニ因リ事ヲ定メテ證人ノ供述ヲ聽カントスルトキハ證人ヲシテ然又ハ否ト答ヘセシムヘカラスト其理由ハ那邊ニ在ル乎  
(説明) 事ヲ定メテ證人ノ供述ヲ聽クニ當リ證人ヲシテ然又ハ否ト答ヘシメサルモノハ此ノ如クスル片ハ訊問ノ過半證人ノ記スル所ニ同シキ片ハ知ラス識ラス然又ハ否ト答ヘ以テ事實

皇族勅任官ハ宣誓ヲ爲スベシト東條セラレサルカ

ヲ誤ルニ至ルヘキカ故ナリ故ニ例ヘハ被告人ノ性行ヲ聽クニ被告人ノ性行如何又ハ被告人ハ兇暴ナリヤ將タ温厚ナリヤト問フヘク被告人ハ平素兇暴ナリヤト問フヘカラサルノ類是レナリ  
(疑義) 本法第三百三十條ノ皇族勅任官ノ證人タル片ト雖モ本條及ヒ第二百二十六條ノ規定ヲ適用スヘキ義ナルヤ又ハ其宣誓ヲ爲スト爲サ、ルトハ本人ノ隨意ニ任スヘキヤ  
(説明) 皇族勅任官ト雖モ本條及ヒ第二百二十六條ハ適用ス可キモノトス

〔參照〕 舊治罪法

第八十條 豫審判事ハ證人ヲシテ愛憎畏懼ノ心ナク正實ニ陳述ヲ爲ス可キヲ宣誓セシム可シ  
豫審判事ニ證人ハ宣誓書ヲ讀聞カセ之ニ署名捺印セシム



若シ署名捺印スルヲ能ハサル時ハ其旨ヲ附記ス可シ  
宣誓書ハ訴訟書類ニ添置ク可シ

第二百二十三條

第二百二十三條 左ニ記載シタル者ハ證人ト爲ルコトヲ  
許サス但宣誓ヲ爲サシメスシテ事實參考ノ爲メ其供  
述ヲ聽クコトヲ得

第一 民事原告人

第二 民事原告人及ヒ被告人ノ親屬但姻族ニ付テ  
ハ婚姻ノ解除シタルトキト雖モ亦同シ

第三 民事原告人及ヒ被告人ノ後見人又ハ是等ノ  
者ノ後見ヲ受クル者

第四 民事原告人及ヒ被告人ノ雇人又ハ同居人

民事原告人ニ  
證人タル能力  
ノキハ如何

(疑義) 本條第一民事原告人ヲシテ證人ト爲ルコトヲ許サ、ル  
モノハ如何ナル理由ニ因ル乎

本條第二乃至  
第三號ニ列記  
セルモノノ能  
力ヲ奪セルハ  
何ゾ

(說明) 民事原告人タルモノハ公訴ニ附帶シテ刑事裁判所ニ私  
訴ヲ爲スモノナルカ故ニ其實實ヲ陳述スルハ或ハ自己ノ私  
益ヲ害センコトヲ恐レ不實ヲ以テスルコトナキニアラス故ニ  
其辯護ヲ自由ナラシメ且裁判ノ錯誤ヲ防カンカ爲メ其事件ノ  
證人ト爲スコトヲ禁シタルモノナリ然レモ通常被害者ハ告訴  
ヲ爲シタルト否トニ論ナク證人ト爲スヲ得唯裁判官ニ於テ一  
層注意ヲ加ヘ妄リニ其決述ヲ信セサルヲカムヘキノミ  
(疑義) 本條第二第三第四ノ者等ヲ證人ト爲ルコトヲ許サ、ル  
理由ハ如何

(說明) 夫レ本條第二親屬ノ如キハ互ニ相庇隠スルハ人情ノ常  
ナリ故ニ此等ノ者ヲ證人ト爲スハ不實ノ事ヲ決述スルナキ  
ヲ期スヘカラス且裁判ヲシテ幾許カ其信憑ヲ失セシムルノ恐  
レアリ又第三後見人ハ恰モ父祖ノ如ク被後見人ハ恰モ子孫ノ



呼出ニ應セサル事實参考人ハ之ヲ越スルニ如何スヘキカ

如シ此等ノモノヲ以テ證人ト爲サ、ルハ五段親屬ヲ證人ト爲サ、ル理由ニ同シ又第四民事原告人及ヒ被告人ノ雇人又ハ同居人ノ如キハ恩義畏敬ノ情ニ制セラレ其主ヲ蔽テ不實ノ決述ヲ爲スノ恐レアリ故ニ是等ノ者ヲ證人ト爲サ、ルナリ  
〔疑義〕 本法中ニ豫審ニ於テ事實参考人呼出ニ應セサル時ノ處分方ノ明文ナカリキ然ルニ或ハ之レヲ証人呼出ニ應セサル時ト等シク罰金ヲ言渡シ且拘引狀ヲモ發スルヲ得ヘシト論スルモノアリ然レモ右ハ法章ニ明文ナキ而已ナラス理ニ於テモ區別ナカルヘカラサルモノ、如ケレハ或ハ事實参考人ノ違命ハ遂ニ不罰ニ附セサルヲ得サルカ如何  
〔説明〕 或ハ曰ク本條ニ記載セル數者ノ供述ヲ證人ノ供述トシテ聽カス事實参考人ノ供述トシテ聽取スルハ主トシテ其供述ニ信ヲ置キ難ケレハナリ然レモ之ヲ聽取シ斷案ノ方針ヲ定メ

被害者ハ證人タルヲ得ルカ

ンニハ是非一應其供述ヲ聽カサルヘカラサルノ必要アルトアルベシ然ルニ事實参考人執拗ニシテ其命ニ從ハサル時ハ終ニ豫審ノ終結ニ妨害ヲ來タスト少々ナラサルトアルヲ以テ如此場合ニハ假令事實参考人ト雖モ通常ノ証人ト等シク論シ處分スヘキモノトスト論スルモノアリト雖モ余ハ人ヲ制罰スルノ法ハ嚴格ニ之ヲ解釋セサルヘカラサルノ法理ニ基キ假令實際ニ差支アルモ明文ナキニ事實参考人ヲ處罰スルヲ得サルモノトス  
〔疑義〕 本條ニ民事原告人及ヒ其親屬等ハ証人タルヲ許サ、ル明文有リテ被害者ニ及ハサルハ私訴ノ權ヲ拋棄シ民事原告人ト爲ラサル被害者及ヒ其親屬等ハ証人ト爲ルヲ許セシモノナルカ或ハ民事原告人ナル名稱ハ此場合ニ限り單純ノ被害者モ含著セシ文詞ナルヤ



五十圓以上ノ  
事件ニハ人證  
ヲ許サル民  
法上ノ原則ハ  
之ヲ刑事ニモ  
適用シ得ルカ

(説明) 民事原告人トナラサレハ單純ノ被害者ナレハ少シモ嫌疑ナシ一般ノ關係ナキ人ト同視スヘキ者ニ付証人ト爲ルヲ得ヘシ況ンヤ其親屬ニ於テチヤ

(疑義) 民法證據編第二章第七節第六十條第二項人證ハ各當事者又ハ其一方ノ爲ニ生スル利益カ價額五十圓ヲ超過スルトキハ法律上明示若クハ默示シテ其例外ト爲シタルトキニ非サレハ裁判上之ヲ受理セサルノ規定ハ刑事裁判上證人訊問ニ付テモ其制限ヲ要スヘキモノナリヤ否ヤ

(説明) 刑事ニ於テハ民事ト異ニシテ證人ニ付テハ敢テ其制限ナシ則チ其被害ノ金額如何ニ拘ハラズ之ヲ用ユルコトヲ得可シ何者犯罪ニ因テ損害ヲ被フルカ如キハ人ノ素ト豫見スルコト能ハサル場合ニシテ豫メ證書ヲ取リ他日ノ備ヒニ置クコトヲ得可カラサルヤ敢テ多辯ヲ要セサル所ノモノナレハナリ

適例

明治十九年五月廿七日判決 茨城縣平民 前島喜代三郎  
(摘要) 被害者ニシテ民事原告人トナラサル上ハ証人タルノ資格ヲ失ハサルモノトス

前羽太ミネ中村熊丸ハ被害者ノ親戚ニシテ法律上証人ト爲ルコトヲ許サ、ルモノナリト云フモ被害者ニシテ民事原告人トナラサル上ハ被害者及ヒ其親屬ノ証人タルニ妨ケナキコトハ治罪法第百八十一條ニ照シテ明瞭ナリトス云々(以下畧之)

明治十九年九月廿九日判決 島根縣平民 内藤仙一郎  
(摘要) 共犯人ノ親屬ヲ証人トシテ訊問セシハ不法ナリ  
抑モ被告人ノ親屬ヲ証人ト爲スコトヲ許サ、ルハ治罪法第百八十一條ノ規定ニ依テ明瞭ナリ本案原裁判所豫審判事カ証人ト爲シタル品川清三郎品川理之作山根法譽ハ上告人仙一郎ノ親



屬ニ非ラスト雖モ相被告即チ文太郎ノ親屬ナルヲハ品川清三郎外二名ノ調書ニ據テ明確ナリ然レハ清三郎等ハ本案被告事件ノ証人トナスヲ得サルモノナリ何トナレハ上告人仙一郎ト文太郎トハ共犯者ニシテ其利害ヲ共ニスル者ナレハ文太郎ノ親屬ハ仙一郎ニ對スルモ亦証言ノ信實ヲ保シ難ケレハナリ故ニ豫審判事力之ヲ証人トナシタルハ越權ノ處分ナルニ原會議局ニ於テ該不法ノ豫審處分ヲ認可シタルハ是亦越權ノ處分ナリトス

明治十九年十二月廿一日判決 新潟縣平民 皆川彌惣次

(摘要)民事原告人カ未タ其申立ヲ爲サ、ル以前ニ在テ証人トシテ陳述シタル事項ハ斷訟ノ證據ト爲スモ不法ニアラス  
上告末段ノ論旨ニ依リ訴訟書類及ヒ始審終審ノ公判始末書ヲ查閱スルニ齋藤貞吉カ民事原告人ト爲リシハ明治十九年七月

廿八日ニシテ同人ヲ証人トシテ取調ヘシハ其以前即チ明治十九年七月廿三日ナルヲ明カナリ故ニ其證言ハ民事原告人タルノ資格ヲ有セサル時ニ在テ爲シタルモノナレハ當時同人及ヒ岩井信三ヲ證人トセシヲハ勿論其證言ヲ採テ以テ原裁判所カ斷罪ノ證據ト爲シタルハ失當ト云フ可カラズ

明治廿二年九月廿六日判決 神奈川縣平民 金子端午

(摘要)治罪法第百八十一條第四項ノ雇人トハ現ニ雇人タルモノヲ指シタルモノニシテ既往ノ雇人ノ如キハ之ヲ包含セサルモノトス  
上告ニ付密按スルニ治罪法第百八十一條第四項民事原告人及ヒ被告人ノ雇人トハ被告事件ニ付取調ヲ受クル時現ニ雇人タル者ヲ指言シ既往ノ雇人ニシテ其關係ノ絶ヘタルモノハ包含セサルナリ故ニ其取調ヲ受クル時現ニ雇人タルノ關係ナキ者



ハ證人タルノ資格ヲ有シ決テ本項ノ制限ニ拘束セラレヘキニ  
 アラス然ルニ本案田村虎吉ノ被告ニ於ケル雇人タルノ關係ア  
 リシハ既往ノコトニシテ本件ニ付取調ヲ受クル時之レアルニア  
 ラサレハ毫モ證人タルニ妨ケナキ者ナルハ試ニ原訴訟書類ヲ  
 閱スルモ之ヲ徵スルニ足り始審ノ裁判ニ於テ之ヲ證人トシテ  
 取調ヘタルハ相當ナルニ扣訴院力之ヲ治罪法第百八十一條ニ  
 違フモノトシ始審ノ裁判ヲ取消シタルハ代言人擴張論旨ノ如  
 ク越權ノ處分ナリトス

〔參照〕 舊治罪法

第百八十一條 左ニ記載シタル者ハ證人ト爲ルコトヲ許サス  
 但事實參考ノ爲メ其陳述ヲ聽クコトヲ得

- 一 民事原告人
- 二 民事原告人及ヒ被告人ノ親屬
- 三 民事原告人及ヒ被告人ノ後見人又ハ是等ノ者ノ後見ヲ受クル者
- 四 民事原告人及ヒ被告人ノ雇人

第百二十四條

第百二十四條 左ニ記載シタル者亦前條ニ同シ

- 第一 十六歳未滿ノ幼者
- 第二 知覺精神ノ不十分ナル者
- 第三 瘖啞者
- 第四 公權ヲ剝奪セラレ又ハ公權ヲ停止セラレタル者
- 第五 重罪事件又ハ重禁錮ノ刑ニ該ル可キ輕罪事件ニ付キ公判ニ付セラレタル者
- 第六 現ニ供述ヲ爲ス可キ事件ニ付キ曾テ訴ヲ受ケ其證憑十分ナラサルニ因リ免訴ノ言渡ヲ受ケ



タル者

十六歳未満ノ幼者ニ證人タル能力ナキハ如何

(疑義) 本條ニ十六歳未満ノ幼者ヲシテ證人ト爲ルコトヲ許サ、ルハ如何ナル理由ニ因ル乎

第二號第三號ニ列記セルモノ證人タルノ能力ハナキハ如何

(說明) 夫レ人ハ生レナカラニシテ智覺精神ヲ稟クルト雖モ世事ニ經驗スルニアラサレハ之ヲ發達スル能ハサル者ナリ十六歳未満ノ幼者ハ世事ニ遭フ淺クシテ智覺 神未タ全ク發達セ

第四號ノ者ニ證人タル能力

ス故ニ之ヲ證人ト爲ス片ハ或ハ錯誤ノ供述ヲ爲スヤモ知ルヘカラス縦ヒ之レナキモ裁判其信憑ヲ減スルノ恐レアレハナリ

ナキハ如何

(疑義) 本條第二第三ノ者ヲシテ證人タラシメサル理由如何

第五號ノ者ニ證人タル能力ナキハ如何

(說明) 本條第二第三ニ記載セシ者ノ如キハ説明ヲ要スルマテモナキコトニシテ即チ是等ノ者ハ總テ精神ノ不十分ナルモノナレハ其言ニ信任ヲ置キ難キヲ以テナリ

第六號ニ在ル者ノ證人タルノ能力ハ如何

(疑義) 本條第五重罪事件又ハ重禁錮ノ刑ニ該ル可キ輕罪事件ニ付キ公判ニ付セラレタル者ヲシテ證人ト爲ルコトヲ許サ、ル理由如何

第六號ニ在ル者ノ證人タルノ能力ハ如何

(說明) 重罪事件又ハ重禁錮ノ刑ニ該ルヘキ輕罪事件ニ付キ公判ニ付セラレタル者ヲ以テ證人ト爲スヲ禁シタルモノハ如斯重大ナル罪ヲ犯シタルノ嫌疑ヲ受ケタルモノニシテ證人ト爲ス片ハ裁判其信憑ヲ失スルノ恐レアレハナリ



ル理由ニ由リ證人ト爲ルコトヲ許サ、ル乎

事實ヲ見聞セ  
ルモ無能力  
ナリシモ供述  
力アリシモ又見  
聞キ得ルノ  
當時能力アリ

(説明) 現ニ供述ヲ爲ス可キ事件ニ付キ曾テ訴ヲ受ケ其證憑十分ナラサルニ因リ免訴ノ言渡ヲ受ケタル者ヲシテ證人ト爲サ、ル者ハ凡ソ豫審免訴ノ原由六箇アリト雖モ歸スル所一ノ證憑不十分ナルニ外ナラス故ニ此場合ニ於テハ其新ナル證憑アル片ハ更ニ訴ヲ爲ス事得ル者ナリ去レハ今豫審ニ於テ免訴ノ言渡ヲ受ケタリト雖モ或ハ更ニ訴ヲ受ケルコトアリ故ニ此者ヲシテ其嘗テ訴ヘラレタル事件ニ付キ證言セシムル片ハ自己ノ訴ヲ免カレンカ爲メ不實ノ供述ヲ爲スノ恐レアリ故ニ之ヲ以テ特別ノ無能力者ト爲シ證人トスルコトヲ禁シタルナリ

(疑義) 玆ニ事物ヲ見聞セシ時無能力ニシテ現ニ供述ヲ爲スト能力ヲ復シタル者又見聞ノ當時能力ヲ有セシモ現ニ供述ヲ爲ストキ能力ヲ亡ヒタル者ハ證人ト爲ルコトヲ得サル乎

シモ供述ヲ爲  
スルニ能力ナ  
キモノハ證人  
ト爲ルコトヲ  
得ルカ

十六歳未満ニ  
シテ事實ノ見  
聞キ得ルモ  
ノハ十六歳ニ  
滿テハ其  
見聞セル事  
ヲ證人トシテ  
供述スルヲ得  
ルカ

(説明) 本疑義第一ノ場合ニ於テハ證人ト爲ルヲ得ヘク第二ノ場合ニ於テハ證人ト爲ルヲ得ヘカラス抑證人ハ其見聞シタル所ヲ有ノ儘ニ供述スヘキモノナリ有ノ儘ニ供述スルトハ曖昧ハ之ヲ曖昧トシ明了ハ之ヲ明了トシテ供述スルノ謂ナレハ現ニ供述ヲ爲ス當時無能力ナルモハ見聞ノ當時能力ヲ有セシモ其供述ノ正實ヲ保シ難ク現ニ供述ヲ爲スル能力ヲ有スル片ハ見聞ノ當時無能力ナリシモ其供述ノ有ノ儘タルニ於テ敢テ妨ゲアラサレハナリ

(疑義) 本條一項ハ十六歳未満ノ幼者ハ證人タルコトヲ許サ、ルモノナリ去レハ玆ニ滿十五才何ヶ月ノキ被告人カ犯罪事件ヲ知悉シタルモノ滿十六才ニ至レハ其乞ニ於テ証人タルヲ得可キヤ

(説明) 証人タルコトノ能力ハ証憑ノ強弱ト牽連スルコトナキ原



則トス之ヲ以テ其見聞者滿十六歳ニ至レハ公利ニ於テ証人トナルハ差支ナキナリ

適例

明治十九年六月三十日判決 宮崎縣平民 根井平五郎

(摘要)禁錮ノ言渡ヲ受ケ當時上告中ナル被告人ヲ証人トナシタルハ違法ナリ

被告カ猪野德次郎ハ私書偽造ノ處刑ヲ受ケ目今上告中ノ者ナルヲ証人ト爲シタルハ越權ナリト云フノ上告点ニ對シ原裁判言渡書公判始末書ノ謄本及ヒ被告猪野德次郎ノ調書ヲ閱查スルニ德次郎ハ明治十六年三月中宮崎輕罪裁判所ニ於テ私書偽造ノ科ニ依リ重禁錮四月ノ處刑ヲ受ケ當時上告中ナルヲ明白ナリ果シテ然レハ治罪法第百八十二條第五ニ適スル身分ナルヲ以テ証人ト爲スヲ得サルモノナルヲ豫審判事補阿部嘉憲カ

同人ヲシテ宣誓セシメ証人トシテ訊問シタル調書ナルカ故ニ背法ノモノナリ然レテ原裁判所ハ公廷ニ於テ之ヲ朗讀セシメスシテ頓ニ裁判言渡ニ際シ探テ以テ證據ト爲シタルハ治罪法第百八十二條ニ背反シタル越權ノ處分ニシテ治罪法第四百十條第十一ニ適スル破毀ノ原由アルモノトス

明治十九年十一月十六日判決 和歌山縣平民 玉置金太夫

(摘要)檢察官ヨリ証人トシテ指名セラレシ者會テ同一ノ事件ニ付刑ノ言渡ヲ受ケタル者ナルヲ以テ判官之ヲ事實參考人トシ取調ヲ爲シタルハ至當ナリ

治罪法第百八十二條第六項ニ掲クル者ヲシテ証人ト爲ルヲ許サ、ルハ原ト其同一事件ニ付被告人ト爲リタル者ナレハ多少不公偏頗ノ申立ナキヲ保シ難キノ嫌疑アリテ法律上誠實ナル口証ヲ爲スニ欠クヘカラサル不羈獨立ノ要件ニ適セスト檢



測スルヨリ宣誓セシムルヲ好マサルヲ以テ唯事實參考トシテ其陳述ヲ聽クヲ得ルニ過キサル者ト規定セシ者ナリ既ニ証憑不充分トシテ免訴ノ言渡ヲ受ケタル者スラ尙然リ然ラハ事件証人トシテ訊問ヲ請求シタル酒井兵彌ノ如キハ業既ニ本案同一ノ事件ニ付有罪ノ裁判ヲ受ケ確定シタル者ナレハ之ヲ証人トシテ宣誓セシムヘキモノニアラサルヤ別ニ説明ヲ竣タスシテ右第六項中ニ包含スル者ナルヤ知ル可キナリ況ンヤ上告者ニ於テ其陳述上嫌疑ヲ存スルニ於テオヤ故ニ原判官ニ於テ此法意ヲ認メ職權ニ據リ其異議ノ申立ヲ排斥シ事實參考人トシテ訊問ヲ爲シタル處分ハ至當ニシテ聊カ非難スヘキノ處分ニアラサレハ又治罪法第四百十條第四項ニ該當スル原由トモ爲ステ得ス

〔參照〕 舊治罪法

第八十二條 左ニ記載シタル者亦前條ニ同シ

- 一 十六歳未滿ノ幼者
- 二 知覺精神ノ不充分ナル者
- 三 瘖啞者
- 四 公權ヲ剝奪セラレ又ハ公權ヲ停止セラレタル者
- 五 重罪事件ニ付キ重罪裁判所ニ移スノ言渡ヲ受ケ又ハ重禁錮ノ刑ニ該ル可キ輕罪事件ニ付キ公判ニ付セラレタル者
- 六 現ニ陳述ヲ爲ス可キ事件ニ付キ會テ訴ヲ受ケ其證憑充分ナラサルニ因リ免訴ノ言渡ヲ受ケタル者

〔注意〕 本條ニ規定セシ證言ヲ拒ムコトヲ得ル場合ハ本法ニ於テ殆メテ規定セシコトニシテ舊治罪法ノ規定セサル所ナリ

第二百二十五條 左ニ記載シタル場合ニ於テハ證言ヲ拒



ムコトヲ得

第一 官吏、公吏又ハ官吏、公吏タリシ者凡職務上默  
秘ス可キ義務アル事情ニ關スルトキ

第二 醫師、藥商、穩婆、辨護士、辨護人、公證人、神職、僧  
侶其身分、職業ノ爲メニ委託ヲ受ケタルニ因テ知  
リタル事實ニシテ默秘ス可キモノニ關スルトキ

證言ヲ拒ム者ハ其拒絕ノ原因タル事實ヲ開示シ且之  
ヲ疏明ス可シ

本條列記ノ數  
者ハ何故ニ證  
人タルヲ得ル  
カ

(疑義) 本條ニ列記シタル數多ノモノハ如何ナル理由ニ因リ證  
言ヲ拒ムコトヲ得ル乎

(說明) 本條ニ列記シタル官吏、又ハ辯護士、公證人、神職、僧侶等其  
身分、職業ニ因リ默秘ス可キ事件ニ付テハ證言ヲ拒ムモ法律上  
之ヲ罰セズ裁判所ノ命アルニアラスシテ其默秘スヘキ事件ヲ

漏洩スル片ハ却テ之ヲ罪トス是レ其默秘スヘキ事件ニ關スル  
トキ其陰私ヲ濫リニ漏洩スルヲ許シ又ハ強テ之ヲ供述セシム  
ル片ハ公益ヲ害スル大ナレハナリ例ヘハ彼ノ醫師、藥商、穩婆ノ  
如キハ衛生上一日モ缺クヘカラサルモノナルカ故ニ其治術、投  
藥ヲ求メノニハ必ス其疾病創傷ノ原因ヲ語ラサルヘカラス然  
ルニ醫師、藥商、穩婆ニ責ムルニ其身分、職業ニ關シ默秘スヘキ事  
情ノモノナルニモ係ハラス必ス裁判所ニ向テ之ヲ供述セサル  
ヘカテサルノ義務ヲ以テスルトキハ之ヲシテ其委託者ノ信任  
ニ背カシムルノミナラス亦人ヲシテ治術ヲ請フテ恐レシムル  
ニ至レハナリ

第二百二十六條

第二百二十六條 證人宣誓ヲ肯セス又ハ宣誓シテ供述  
ヲ肯セザルトキハ豫審判事、檢事ノ意見ヲ聽キ本法第  
百八十條ニ從ヒ罰金ヲ言渡ス可シ但其決定ニ對シテ



ハ抗告ヲ爲スコトヲ得此抗告ハ執行ヲ停止スルノ効力ヲ有ス

豫備後備ノ軍籍ニ在ラサル軍人、軍屬ニ對スル罰金ノ言渡及ヒ執行ハ軍事裁判所ニ囑託シテ之ヲ爲ス可シ

〔參照〕 舊治罪法

第八十三條 証人宣誓ヲ肯セス又ハ宣誓シテ陳述肯セサル時ハ豫審判事檢事ノ意見ヲ聽キ刑法第百八十條ニ從ヒ罰金ヲ言渡ス可シ但其言渡ニ對シテハ故障及ヒ控訴ヲ許サス

醫師藥商穩婆又ハ代言人辯護人代書人公證人若クハ神官僧侶其身分職業ニ關スル秘密ノ事件ニ付キ委託ヲ受ケタル者ハ前項ノ例ニ在ラス

第二百二十七條

第二百二十七條 証人ハ他ノ証人及ヒ被告人ト各別ニ之

證人ハ他ノ証人及ヒ被告人ト各別ニ之ヲ訊問スルハ如何ナル理由ニ因ル乎又事實發見ノ爲メ必要ナリトスルトキハ他ノ證人又ハ被告人ト對質セシムルコトヲ得ト定メタルハ何シヤ

ヲ訊問ス可シ但事實發見ノ爲メ必要ナリトスルトキハ證人ト他ノ証人又ハ被告人ト對質セシムルコトヲ得

〔疑義〕 証人ハ他ノ証人及ヒ被告人ト各別ニ之ヲ訊問スルハ如何ナル理由ニ因ル乎又事實發見ノ爲メ必要ナリトスルトキハ他ノ證人又ハ被告人ト對質セシムルコトヲ得ト定メタルハ何シヤ

〔說明〕 本條ニ於テ証人ノ訊問ヲ各別ニ爲サ、ルヘカヲサルモノトシタルハ是レ之ヲ各別ニセサルハ或ハ愛憎、畏懼ノ念ヲ生シ或ハ他人ノ言ヲ雷同シ以テ眞實ヲ誤ルノ恐レアルカ故ナリ然レモ事實發見ノ爲メ必要ナルキハ他ノ證人又ハ被告人ト對質セシムルヲ得是レ証人及ヒ被告人等ヲ各別ニ訊問スルモノハ事實發見ノ爲メニ必要ナレハナリ故ニ之ヲ他ノ證人又ハ



被告人ト對質セシメテ却テ事實ヲ發見スルノ益アルトキハ法律決シテ之ヲ禁スルノ不可ナレハナリ

證人對質ヲ爲スナクハ罰金ヲ科スルヲ得ル

(疑義) 本條ハ他ノ証人又ハ被告人ト對質云々ト有レモ若シ之カ對質ヲ肯セサル者アルハ第百二十六條ニ準シテ罰スルヲ得ヘキヤ或ハ其明文ナキニ因リ之レヲ罰スルヲ得サルモノナル歟

(說明) 對質ヲ肯セサルハ乃チ供述ヲ肯セサルニ歸スルニ付第百二十六條ニ依テ處罰スヘキ者トス

〔參照〕 舊治罪法

第百八十四條 証人ハ他ノ証人及ヒ被告人ト各別ニ之ヲ訊問ス可シ但事實發見ノ爲メ必要ナリトスル時ハ証人ト他ノ証人又ハ被告人ト對質セシムルヲ得

第百八十二條

第百二十八條 豫審判事ハ證人ノ供述ヲ確實ナラシム

ル爲メ必要ナリトスルトキハ犯所又ハ其他ノ場所ニ同行スルコトヲ得

若シ證人同行スルコトヲ肯セサルトキハ第百十八條ノ規定ニ從フ

第百十八條ハ證人不參ニ因リ生シタル費用ノ賠償及ヒ罰金ノ言渡此言渡ニ對シテ抗告ヲ爲スコト及ヒ拘引狀發出ノコトナリ而シテ本條ハ事實ヲ確實ナラシムルニハ又必須ノ事柄ナリトス

〔參照〕 舊治罪法

第百八十五條 豫審判事ハ證人ノ陳述ヲ確實ナラシムル爲メ必要ナリトスル時ハ重罪輕罪ノ犯所又ハ其他ノ場所ニ同行スルヲ得

若シ證人同行スルヲ肯セサル時ハ第百七十六條ノ規則



ニ從ヒ罰金ヲ言渡ス可シ

第二百二十九條 第一百一條ノ規定ハ證人ニ付テモ亦之ヲ

適用ス

第一百條ハ被告人聲者啞者ナルトキ通事ヲ命スルキコト第  
百一條ハ通事宣誓ノコトナリ該條ノ規定ヲ證人ニモ適用  
スヘキハ勿論ニシテ敢テ辨ヲ要セサル所ナリ

〔參照〕 舊治罪法

第八十六條 第五十六條 第五十七條ノ規則ハ證人ニ  
付テモ亦之ヲ適用ス

第二百三十條 皇族證人ナルトキハ豫審判事其所在ニ就  
キ訊問ヲ爲ス可シ

各大臣ニ付テハ其官廳ノ所在地ニ於テ之ヲ訊問ス可  
シ若シ其所在地外ニ滞在スルトキハ其現在地ニ於テ

之ヲ訊問ス可シ

帝國議會ノ議員ニ付テハ開會期間其議會ノ所在地ニ  
滞在中ハ其所在地ニ於テ之ヲ訊問ス可シ

本條ニ列記セシ皇族、大臣、議會ノ議員ノ如キハ其身分ヲ重  
シシ通常人ト其扱ヲ異ニシタルモノナリ  
舊治罪法ニ於テハ勅任官証人ナルトキ又其取扱ヲ異ニシ  
タルモ本法ニハ勅任官ノ文字ヲ削除シタルヲ以テ此場合  
ニハ通常人同様取扱ヘキモノトス

〔參照〕 舊治罪法

第八十七條 皇族又ハ勅任官証人ナル時ハ豫審判事書記  
ト共ニ其所在ニ就テ陳述ヲ聽ク可シ

第八十八條 書記ハ証人ノ陳述ニ付キ各別ニ調書ヲ作ル  
可シ



其調書ニハ証人宣誓ヲ爲シタルヲ又ハ爲サ、ルノ事由ヲ記載ス可シ(本條ヲ本法ニ於テ削除シタルハ本條ノコトタル明文ヲ要スルマテモナキコトニシテ全ク其不用ナルニ因ルモノナリ)

(注意) 本法ニ於テハ舊治罪法ノ皇族又ハ勅任官証人ナルトキノ訊問方ヲ改正シ又更ニ帝國議會議員ノ証人ナルトキノ訊問方ヲ規定セリ)

第三百三十一條

第三百三十一條 豫審判事ハ証人ニ其供述ノ相違ナキヤ否ヤヲ知ラシムル爲メ裁判所書記ヲシテ調書ヲ讀聞カセシム可シ  
証人ハ其供述ヲ變更増減センコトヲ請求スルヲ得書記ハ其請求アリタルコト及ヒ變更増減ノ條件ヲ調書ニ記載ス可シ

調書ニハ豫審判事書記及ヒ証人共ニ署名捺印ス可シ若シ証人署名捺印スルコト能ハサルトキハ其旨ヲ附記ス可シ

(本條ハ証人訊問ノ手續及ヒ順序法式ヲ規定シタルモノニシテ別ニ疑義ノ生スヘキモノアラサルナリ)

(參照) 舊治罪法

第八十九條 豫審判事ハ証人ニ其陳述ノ相違ナキヤ否ヲ知ラシムル爲メ書記ヲシテ調書ヲ讀聞カセシム可シ  
証人ハ其陳述ヲ變更増減センコトヲ請求スルヲ得書記ハ其請求アリタルヲ及ヒ變更増減ノ條件ヲ調書ニ記載シ豫審判事及ヒ証人ト共ニ署名捺印ス可シ若シ証人署名捺印スルコト能ハサル時ハ其旨ヲ附記ス可シ

第三百三十二條

第三百三十二條 豫審判事ハ証人裁判所所在ノ地ニ住セ



サルトキハ其住居ノ地ノ區裁判所判事ニ訊問ノ事ヲ  
囑託スルコトヲ得

若シ證人管轄地外ニ在ルトキハ其ノ所在ノ地ノ豫審  
判事又ハ區裁判所判事ニ訊問ノ事ヲ囑託スルコトヲ  
得

本條ハ證人訊問ノ囑託ノコトヲ規定シタルモノニシテ其  
囑託ハ本條ノ明文外ノ者ニ爲スコトヲ得ス即チ豫審判事  
又ハ區裁判所判事ニアラサル司法警察官ノ如キニ囑託ス  
ルコトヲ得サルナリ

〔參照〕 舊治罪法

第七十二條 豫審判事ハ証人裁判所々在ノ地ニ住セサル  
時ハ其住所ノ地ノ治安判事ニ訊問ノ事ヲ囑託スルコトヲ得  
若シ証人管轄地外ニ在ル時ハ其所在ノ地ノ豫審判事又ハ

治安判事ニ訊問ノ事ヲ囑託スルコトヲ得

本條ノ場合ニ於テ呼出狀ハ囑託ヲ受ケタル判事ノ名ヲ以  
テ其裁判所ノ書記局ヨリ之ヲ送達ス可シ

〔注意〕 本條ニ於テ舊治罪法第七十二條第三項ヲ削除シタル  
一該項ノ如キハ明文ヲ俟タス當然其手續ニ倣ハサルヘカサ  
ルコトナレハナリ

第三百三十三條

第三百三十三條 第一百十八條第一百十九條及ヒ第二百十六  
條ニ掲ケタル證人ニ對スル豫審判事ノ權ハ受託判事  
ニモ屬ス

第一百十八條ハ証人不參セシトキノ費用賠償罰金言渡此言  
渡ニ對シテノ抗告及ヒ勾引狀發出ノコトニシテ第一百十九  
條ハ其言渡ハ正當ノ事由アリタルトキハ之ヲ取消ノ規定  
ナク又第二百十六條ハ証人宣誓ヲ肯セス又ハ宣誓シテ供



述ヲ肯セサルトキノ罰金言渡ノコトナリ是等ノ事ヲ爲スノ權ヲ受託判事ニ與フルハ是亦其囑託事件ヲ舉ケルカ爲メニハ欠クヘカラサルコトナレハナリ

第三百二十四條

證人ハ出頭ニ付テノ旅費日當ヲ要ムル

コトヲ得

事實參考人トシテ出頭セルモノハ旅費日當ヲ求ムルコトヲ得ルカ

〔疑義〕 事實參考人トシテ出頭シタルモノハ旅費日當ヲ要ムルコトヲ得サル乎

〔說明〕 事實參考人モ亦証人ノ一部ナルヲ以テ証人ノ文字中ニ包含スヘキモノトス

旅費日當ノ請求ヲ爲シ得ル時期ニ就テノ疑問

〔疑義〕 舊治罪法ニハ証人ハ即時ニ出廷ニ付テノ旅費日當ヲ要ムルコトヲ得ルノ規定アリ本條ニハ其即時ノ文字ヲ削除セリ又刑法附則第五十條証人ノ旅費日當及ヒ止宿料ハ本人ノ請求アルニ非サレハ之ヲ給與セストアリ然レハ右旅費日當ハ即時ニ

アラサルモ本人ヨリ請求スルトキハ何時ニテモ給與スヘキ乎或ハ豫審終結後ニ至リ豫審中ノ費用ヲ請求スル類ハ其費用ヲ給與セサルノ區別ヲ立ツヘキ乎

〔說明〕 本段疑義証人ニ旅費日當ヲ給與スル裁判費用ハ被告チ無罪ニ歸スル時ハ官ニテ之ヲ擔當スルモ刑ノ言渡ヲ受ケタル時ハ被告人ニテ其全部幾分ヲ擔當スヘキ本法ノ規定ナルヲ以テ其被告人ニ對シ全部若クハ幾分ヲ科スルノ言渡アル迄ハ之ヲ請求スルヲ得ルトセサルヲ得ス然ルハ右被告人ニ全部幾分ヲ科スルコトハ總テ裁判費用ヲ計算シタル上ニテ初メテ定マル義ナレハ其言渡アル迄ハ即時ニアラサルモ何時ニテモ請求スルヲ得ヘキナリ

〔參照〕 舊治罪法

第九十條 證人ハ即時ニ出廷ニ付テノ旅費日當ヲ要ムル



一ヲ得  
 若シ日稼ヲ以テ生業トスル者ナル時ハ旅費日當ノ外日稼  
 高二等シキ償金ヲ要ムルヲ得  
 本條ノ場合ニ於テハ豫審判事其金額ヲ定メ之ヲ言渡ス可  
 シ

第七節 鑑定

第三百三十五條

第三百三十五條 豫審判事ハ犯罪ノ性質方法及ヒ結果ヲ  
 分明ナラシムル爲メ鑑定ヲ必要ナリトスルトキハ學  
 術職業ニ因リ鑑定スルコトヲ得ヘキ者一名又ハ數名  
 ナシテ鑑定ヲ爲サシム可シ  
 鑑定ノ爲メ必要ナリトスルトキハ死體ノ解剖ヲ命シ  
 又己ニ埋葬シタル死體ヲ解剖シ若クハ檢視スル爲メ  
 墳墓ノ發掘ヲ命スルコトヲ得

豫審ニ鑑定ヲ  
 必要トスル理  
 由ハ如何

鑑定人ト證人  
 トノ性質上ノ  
 差異如何

(疑義) 豫審ニ於テ鑑定ヲ必要ト爲ス理由如何  
 (説明) 豫審ニ鑑定ヲ必要ト爲スハ是レ斷訟醫學ノ若キ多クハ  
 裁判官ノ熟達セサル所ニシテ且往々特別ノ識能ヲ有スル人ノ  
 助成ヲ得ルニアラサレハ判明シ難キ事アルカ故ナリ  
 (疑義) 鑑定人ト證人ト性質上ノ差異如何  
 (説明) 夫レ鑑定人ノ職務ノ性質タル之ヲ證人ノ職務ト同一視  
 センヨリハ寧ロ裁判官ノ補助人ノ職務ト看做サ、ルヘカラス  
 證人ト鑑定人ト其行フ所全ク相異ナレリ證人ハ其嘗テ見聞シ  
 タル所ヲ有ノ儘ニ供述シ以テ裁判官ノ耳目ヲ補ヒ鑑定ハ其學  
 術職業ニ因リ裁判官ノ識能ヲ補フ證人ハ事件之ヲ作り鑑定人  
 ハ裁判官之ヲ命ス事件ノ作ル所タルカ故ニ代ルヘキ者ナシ裁  
 判官ノ命スル所タルカ故ニ他ニ代ルヘキ者アリ且證人ハ死物  
 ナリ自己ノ意見ヲ交ユヘカラス鑑定人ハ活物ナリ自己ノ判定



ヲ下サ、ルヘカラス是レ鑑定人ハ之ヲ裁判官ノ補助人ト看做スヘシト云ヒシ所以ナリ然レモ鑑定人ノ鑑定ハ即チ裁判官ノ判決ナリト看做スヘカラス他ノ證據ト同シク全ク裁判官ノ判定ニ任スルモノナリ

鑑定ヲ要スル  
地内ニ鑑定人  
タル相當ノ者  
ナキハ他ノ裁判  
所ハ鑑定人ノ判  
選定ハ鑑定人ノ  
鑑定ヲ爲スル  
得ルカ

(疑義) 本條即チ鑑定ノ條款ナル第三百三十五條ヨリ第四百一條ニ至ル各條ニハ鑑定囑託ノ規定無シト雖モ之ヲ証人ノ訊問ト同様其地ニ相當ノ鑑定人ナキハ他ノ豫審判事等ニ特別ナル智識即チ技藝ヲ有スルモノヲ選擇シ之ニ鑑定セシムルヲ囑託シ得ル、勿論タルヘキカ

然ルニ說者曰ク本節ニハ前節証人ノ部ト異ニシテ其明文ナキヲ以テ鑑定囑託ノ如キハ爲スヲ得ヘカラサルモノナリト若シ說者ノ說ノ如ク鑑定ヲ囑託スヘカラサル者ト爲ス時ハ其管轄内ニ特別ナル學識技藝ヲ有スル人鮮キ所ハ刑事ノ証憑上ニ容

易ナラサル影響ヲ及ボシ爲メニ得ラルヘキ心証ノ確的ヲ得ル能ハサルニ至ルヤ必セリ蓋シ法律上ニ於テ証憑集拾ノ一ニ就キ說者ノ說ノ如キ狹隘ニ制限セラルヘキ理由ヲ見出ス能ハサルノミナラス却テ其管轄外ノ者ト雖モ鑑定ニ相當ナル學識技藝ヲ有スルモノアルハ之ヲ鑑定人ニ播擇命令スルハ事實ヲ確カムル爲メ相當ノコトト言ハサルヲ得ス然レモ說者ノ言モアレハ右ハ如何ニ決スヘキ乎

(説明) 本法第百十二條ニ據レハ豫審判事ハ其管轄地内ト雖モ臨檢搜索物件差押即チ證據集收上ノ處分囑託ノコトヲ規定セリ管轄地内ニ於テ尙ホ且然リ況ンヤ管轄地ニ於テチヤ又夕區裁判所判事ニ囑託スルヲ得テ豫審判事ニ囑託スルヲ得サルノ道理アラシヤ然ラハ鑑定モ亦證據集收上ノ一方法ナルヲ以テ勿論他ノ豫審判事ニ囑託スルヲ得ヘシ且夫レ鑑定ナル者ハ事



實審判ノ爲メ必要歟クベカラスシテ元ト裁判官ノ爲ス可キ者ナレト特別ノ知識技藝ヲ要スルカ故之ヲ其道ニ達スル者ニ委任スルナリ故ニ若シ其管内ニ於テ鑑定ニ相當ノ者ナシトシテ空シク之ヲ爲サザル時ハ實際上言フ可ラサルノ不都合ヲ生シ眞正ノ裁判ヲ下ス可ハサルニ至ラン是レ決シ立法ノ主意ニ非サル可シ故ニ法律解釋上又實際上ヨリ豫審判事ハ他ノ豫審判事ニ鑑定囑託ノコトヲ爲シ得ヘキモノトス

適例

明治二十二年六月八日判決

山形縣平民

土屋與七

(適要)致死ノ原因明了ナラストシ檢察官ヨリ豫審判事ニ最終ノ鑑定ヲ請求シタルニ豫審判事之ヲ採用セス直ニ未遂犯ナリトシ終結ノ言渡ヲ爲スモ不法ニアラス  
 上告ノ理由ヲ要スルニ本按ノ如キ被害者ノ生死明了ナラサル

被告事件ニ付テハ正確ナル最終ノ鑑定ヲ爲サシメ然ル後終結アル可キ意見ヲ付シタルニモ拘ハラズ輒ク謀殺未遂ノ終結言渡ヲ爲シタルハ越權ノ處分ナリト論スルモ本件ハ豫審判事カ前兩回ノ鑑定書ヲ以テ充分ナリトシ最終ノ鑑定ヲ必要トセスシテ之ヲ爲サシメサリシモノニシテ治罪法第九十一條ニ豫審判事ハ犯罪ノ性質方法及ヒ結果ヲ分明ナラシムル爲メ鑑定人ヲ必要ナリトスル時ハ云々トアリテ鑑定人ヲ必要トスルト否トハ豫審判事ノ職權ニ屬スルヤ明カナリ故ニ鑑定ノ請求アリタル場合ト雖モ豫審判事ニ於テ必要ト認メタル上ハ其請求ヲ採用セス豫審ノ終結ヲ爲シタルモ決シテ越權ノ處分ニ非ス亦豫審判事ハ被告事件ヲ管轄裁判所ニ移スノ言渡ヲ爲スヘキモノニシテ本按謀殺事件ノ如キハ其未遂ナルモ既遂ナルモ均シク重罪裁判所ノ公判ニ付スヘキモノナレハ原會議局ニ於テ



豫審判事カ重罪裁判所ニ移スノ言渡ヲ認可シタルハ正當ナル  
ヲ以テ上告論旨ハ相立サルモノトス

〔參照〕 舊治罪法

第七節 鑑定

第九十一條 豫審判事ハ犯罪ノ性質方法及ヒ結果ヲ分明  
ナラシムル爲メ鑑定人ヲ必要ナリトスル時ハ學術職業ニ  
因リ鑑定スルヲ得可キ者一名又ハ數名ヲシテ鑑定ヲ爲  
サシム可シ

〔注意〕 本條ニ於テハ舊治罪法ニ於テ鑑定ノコトニ付キ規定セ  
サリシ死体解剖墳墓發掘ノコトヲ規定セリ

第三百三十六條

第三百三十六條 鑑定ニ付テハ第九十五條第九十八條乃  
至第九十二條第九十三條乃至第九十五條及ヒ  
第九十八條ノ規定ヲ準用ス但鑑定人ニ對シテハ公

引狀ヲ發スルコトヲ得ス

鑑定人ニモ第  
百二十三條乃  
至第九十五條  
條ヲ適用スル  
ハ何故ナルカ

〔疑義〕 本條ニ於テ鑑定人ニモ亦第九十三條乃至第九十二  
條ノ規定ヲ準用スト規定シタルハ如何ナル理由ニ因ル乎

〔説明〕 夫レ鑑定人ト証人トハ其性質全ク相異ナレリト雖凡何  
レモ證據ノ一種ナレハ必スシモ其正實ヲ保セサルヘカラス故  
ニ証人ト同シク一般ノ無能ノ者及ヒ特別ノ無能力者ヲ定メ急  
遽ノ際正當ヲ鑑定人ト爲ルヘキ者ヲ得ルノ暇ナキハ其無能力者  
實參考ノ爲メ鑑定ヲ命スルハ格別然ラサルトキハ其無能力者  
ヲ鑑定ト爲スヲ得ス之レ本條ノ規定アル所以ナリ

呼出シニ應セ  
サル鑑定人ニ  
勾引狀ヲ發シ  
得サル故如何

〔疑義〕 本條ニ於テ但シ鑑定人ニ對シテハ勾引狀ヲ發スルコト  
ヲ得スト規定シタルハ如何ナル理由ニ因ル乎

〔説明〕 是レ他ナシ鑑定人ハ証人ト異ナリテ他ニ代ルヘキモノ  
ナキモノニアラス又強テ之ヲ引致スルモ到底好結果ヲ得ヘキ



鑑定人ヲ呼出スニハ必ラズ出頭ト呼出狀ノ送達トアルニ二十四時間ヲ存セサルベカラサルカ

モノニアラサルカ故ナリ

(疑義) 本條ニ鑑定人ニ付テモ亦第百十五條ノ規定ヲ準用ストアリ而シテ該條中十五アルニ因リ呼出狀ノ送達ト出頭トノ間少ナクトモ二十四時ノ猶豫アルヘシト規定セリ左レハ鑑定人ノ呼出シモ亦タ必ス二十四時ノ猶豫ヲ與エサルヲ得サルモノ、如シ果シテ然レハ如何程急速ヲ要スル場合ト雖モ其猶豫ヲ與ヘテ之レヲ呼出シ鑑定セシムヘキナル哉抑モ鑑定人ハ其學術職業ニ就キテ呼出スモノナレハ其資格大ニ証人ト異ナルヲ以テ其猶豫ヲ與ヘス直チニ呼出シ鑑定セシムルモ敢テ差支ナキヲ覺フ管ニ差支ナキノミナラス物質又ハ模様ノ變シ易キモノ、如キハ速ニ鑑定ヲナサレハ結果ヲ得ル能ハサルト最モ多カルヘキニモ係ハラヌ此猶豫期限ヲ要スル乎

(說明) 通常ノ場合ニ於テ正當ノ呼出狀ヲ發スルハ鑑定人ト

曾テ數度被控日當ノ損害ヲ被レタルハ鑑定人タルトシテ拒ムニ正當ノ理由トナルカ

雖モ不在等ノ一アルヲ以テ証人同様相當ノ猶豫ヲ與フ可キハ勿論ナレモ急速ノ場合ニ於テ通知書等ヲ以テ呼出ス一ハ毫モ妨ナキノミナラス然ラサレハ實際大ニ弊害ヲ生スルニ至ルハ必然ナリトス去レモ正當ノ呼出狀ヲ發セサルハ假令呼出ニ應セサルモ罰金ヲ科スルヲ得サル者トス

(疑義) 例ヘハ司法警察官檢証處分ノ節醫師鑑定等ヲ引キ檢証或ハ鑑定ヲナサシメタル後其費用ヲ被告人ニ請求スベキノ處被告人逃走シ所在不分明ナル爲メ遂ニ其請求ヲ爲サス醫師鑑定人ノ損失ニ歸シタルコト數度ニ至リタルヲ口實トシタルトキハ右等ノモノヲ正當ノ理由ト見做シ鑑定ニ應セサルモ處分スルヲ得サル乎

(說明) 他ニ正當ノ理由アルハ格別其損失ニ及フ數度ナルヲ以テ正當ノ理由ト爲ヌ得ヌ故ニ其呼出ニ應セサルハ本條ニ



依り處分スルキモノトス

〔參照〕 舊治罪法

第九十二條 鑑定人ハ書記局ヨリ呼出狀ヲ以テ之ヲ呼出  
ス可シ其呼出狀ニハ犯罪事件ニ付キ鑑定ヲ命スルヲ及ヒ  
呼出ニ應セサル時ハ罰金ヲ言渡ス可キヲ記載ス可シ  
鑑定人呼出ニ應セサル時ハ第九十六條規則ニ從ヒ處分  
ス可シ但ル拘引狀ヲ發スルヲ得ス

第九十七條規則ハ本條ニモ亦之ヲ適用ス

第九十五條 第九十一條第九十二條ニ記載シタル者  
ニハ鑑定ヲ命スルヲ得ス但急遽ノ際正當ノ鑑定人ト爲  
ル可キ者ナキ時ハ事實參考ノ爲メ鑑定ヲ命スルヲ得該  
條ヲ玆ニ記載シタルハ本法ニ於テハ該條ノモ本條ニ包  
括シテ規定シタレナリ

第三十七條

第三十七條 鑑定人ハ公平且誠實ニ鑑定ス可キ宣誓  
ヲ爲ス可シ其宣誓ハ第二百二十二條ノ式ニ從フ

鑑定人ト雖モ亦公平誠實ニ人定セサルヘカラサルコト勿  
論ナレハ之ヲ証セシメンカ爲メ宜人ヲ命スルナリ

〔參照〕 舊治罪法

第九十三條 鑑定人ハ正實ニ鑑定ス可キノ宣誓ヲ爲ス可  
シ其鑑定ハ第八十條ノ式ニ從フ  
書記ハ鑑定人ノ宣誓シタルヲ鑑定命令書ノ紙尾ニ記載  
シ之ニ宣誓書ヲ添置ク可シ

第三十八條

第三十八條 鑑定人宣誓ヲ肯セス又ハ宣誓シテ鑑定  
ヲ肯セサルトキハ豫審判事檢事ノ意見ヲ聽キ刑法第  
百七十九條ニ從ヒ罰金ヲ言渡ス可シ但其決定ニ對シ  
テハ抗告ヲ爲スコトヲ得此抗告ハ執行ヲ停止スル効



力ヲ有ス

〔參照〕 舊治罪法

第九十四條 鑑定人宣誓ヲ肯セス又ハ宣誓シテ鑑定ヲ肯セサル時ハ豫審判事檢事ノ意見ヲ聽キ刑法第七十九條ニ從ヒ罰金ヲ言渡ス可シ但其言渡ニ對シテハ故障及ヒ控訴ヲ許サス

〔注意〕 舊治罪法ニ於テハ鑑定人ニ對シ言渡シタル罰金ノ手續ニ付テハ故障及ヒ扣訴ヲ許サザリシモ本條ニ於テハ其言渡即チ決定ニ對シテハ上級裁判所ヘ抗告ヲ爲スコトヲ許シタリ

第九十九條 豫審判事ハ鑑定人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ鑑定人ヲ増加シ又ハ別人ヲシテ鑑定セシムルコトヲ得

本條ノコトタル事實ヲ確カムルニハ必要ノコトナレハナ

第九十九條

リ即チ一人ノ鑑定ヲ以テ足レリトセス又別人ノ鑑定如何ヲ知り以テ漸ヤク事實ヲ確カムルノ必要アレハナリ

〔參照〕 舊治罪法

第九十七條 豫審判事ハ鑑定人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ鑑定人ヲ増加シ又ハ別人ヲシテ鑑定セシムルヲ得  
第九十六條 豫審判事ハ成ル可ク鑑定ニ立會フ可シ(本法ニ於テ該條ヲ削除シタルハ是等ノコトタル明文ヲ要スルマテノ事柄ナレハナリ)

第一百四十條

第一百四十條 鑑定人ハ鑑定書ヲ作り其手續結果及ヒ鑑定ヲ爲シタル時間ヲ詳記ス可シ

若シ結果ヲ得サルトキハ其推測スル所ヲ記載ス可シ  
鑑定人意見ヲ異ニスルトキハ各自鑑定書ヲ作り又ハ各自ノ意見ヲ一個ノ鑑定書ニ記載ス可シ



本條ハ鑑定ノ手續ヲ規定シタルモノニシテ別ニ疑義ノ生  
スヘキモノアラサルナリ

〔參照〕 舊治罪法

第百九十八條 鑑定人ハ人定書ヲ作り其手續結果及ヒ鑑定  
ヲ爲シタル時間ヲ詳記ス可シ

若シ結果ヲ得サルトキハ其推測スル所ヲ記載ス可シ

鑑定人意見ヲ異ニスル時ハ各自鑑定書ヲ作り又ハ各自ノ  
意見ヲ一箇ノ鑑定書ニ記載ス可シ

第百九十九條 鑑定人ハ鑑定書ニ年月日ヲ記載シ署名捺印  
及ヒ契印ス可シ

又鑑定書條ハ豫審判事之ヲ受取リタル年月日ヲ記載シ書  
記ト共ニ檢印ス可シ

鑑定書ハ鑑定命令書ニ添置ク可シ

外國人鑑定ヲ爲シタル時ハ其鑑定書ニ裁判所ヨリ命シタ  
ル通事ノ作りタル譯本ヲ添置ク可シ(本法ニ於テハ該條ヲ  
削除セリ是レ該條ニ規定セル手續ノ如キハ素ヨリ明文ヲ  
要スルマテモナク當然ナサザルヘカヲサルノコトニシテ  
畢竟該條ノ不用ナルニ因ルナリ)

第百四十一條

第百四十一條 鑑定人ハ旅費日當及ヒ立替金ノ辨濟ヲ  
要ムルコトヲ得

本條ノ立替金トハ其鑑定ニ付テ費シケル相當ノ費用ヲ云  
フ而シテ其費用ハ其事件鑑定ノ爲ニ費シタルモノナレハ  
其辨濟ヲ要スルハ素ヨリ至當ナルコトナレハナリ

〔參照〕 舊治罪法

第二百條 鑑定人及ヒ通事ニハ旅費給料其他相當ノ費用ヲ  
給與ス可シ



疑義說明  
適例參照  
刑事訴訟法註釋上卷終

明治二十四年三月七日印刷  
明治二十四年三月十日出版

正價金三十拾錢



編輯者兼  
發行者

大橋新太郎

日本橋區本石町三丁目拾六番地

印刷者

內藤祐

京橋區元數寄屋町一丁目一番地

發行所  
博文館

東京市日本橋區本石町三丁目  
十六番地



# 大 賣 捌 所

京 都 全 奈 良 神 戶 名 古 屋 全 濱 松 甲 府 橫 濱 全 入 王 佐 倉 水 戶 大 津 高 山 長 野 松 本 全 上 前 橋 訪 橋

便 利 堂 飯 田 信 文 堂 坂 田 一 郎 吉 岡 支 店 三 輪 文 次 郎 片 野 東 四 郎 谷 島 屋 源 三 郎 內 藤 傳 右 衛 門 丸 屋 書 店 里 見 亭 太 郎 熊 澤 傳 四 郎 吉 田 傳 左 衛 門 川 又 銀 藏 澤 一 二 郎 升 屋 重 兵 衛 島 津 協 和 堂 高 美 書 店 松 榮 堂 榮 吉 宮 坂 日 新 堂 煥 乎 堂

前 橋 高 崎 枋 木 全 枋 木 平 島 福 島 石 卷 登 米 盛 岡 青 森 全 八 戶 山 形 全 米 澤 全 秋 田 全 全

文 江 堂 煥 乎 堂 宮 川 庸 三 郎 城 山 常 次 郎 清 光 堂 書 籍 店 萱 問 左 右 太 山 口 德 之 助 宮 崎 新 七 郎 東 崎 北 堂 鎌 田 商 店 野 崎 支 店 浦 山 政 吉 八 文 字 屋 荒 井 太 四 郎 須 佐 權 平 素 月 晨 平 本 間 金 之 助 片 谷 同 盟 堂 鈴 木 秋 穗 堂 成 見 清 兵 衛 堂

五三五

# 特 別 大 賣 捌 所

大 坂 全 全 全 全 全 京 都 全 名 古 屋 神 戶 熊 本 仙 臺 全 全 弘 前 全 長 岡 水 原

吉 岡 平 助 柳 原 喜 兵 衛 梅 原 龜 七 松 村 九 兵 衛 岡 嶋 真 七 東 枝 律 書 房 大 黑 屋 書 舖 川 瀨 代 助 熊 谷 久 榮 堂 長 崎 次 郎 木 村 文 助 佐 勘 書 店 文 學 館 野 崎 九 兵 衛 宮 本 甚 兵 衛 大 橋 書 房 西 村 六 平

金 澤 四 日 市 津 岡 靜 岡 甲 府 全 長 野 松 本 鹿 兒 嶺 全 長 野 全 大 分 岡 山 廣 島 松 江 山 口

雲 根 堂 伊 藤 善 太 郎 河 嶋 九 右 衛 門 廣 瀨 市 藏 柳 正 堂 源 太 郎 五 明 堂 正 八 西 澤 喜 太 郎 水 琴 堂 富 山 仲 吉 堂 吉 田 幸 兵 衛 鶴 野 書 店 安 中 半 三 郎 山 川 正 三 郎 武 內 彌 三 郎 松 村 善 助 川 岡 清 助 清 水 一 二 三 堂

五三四



# 大 賣 捌 所

秋田酒橫福全武小七富全高全新高全長全高全三

田田手井生松尾山岡瀉岡田上村

新田目金太郎  
鈴木喜八  
大澤忠四郎  
品川太右衛門  
武內市藏  
安立庄三郎  
宇都宮源平  
大來堂  
清明堂  
中學海堂  
車次郎七  
林富吉  
櫻井產作  
上田屋治平  
目黒十郎  
室直三郎  
高橋直三郎  
備前屋竹八  
繩口書舖

相川鳥全津和德高博久中久博高博久中久博  
取川鳥全津和德高博久中久博久中久博  
室幌樽差館島賀分津米多知島山山

幅野長藏  
橫山安次郎  
山本吉太郎  
仁科久造  
平井文助  
阪井萬吉  
澤本駒吉  
林本駒吉  
菊竹儀平  
野依曆三  
甲斐治平  
河內汲古堂  
山元正治  
魁文社  
愛新軒  
辻一二八  
白島書堂  
前野長發  
津野教助  
伊藤直三郎



28
2
10



